

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4月20日
【会社名】	株式会社エコ・アセット
【英訳名】	Eco Asset Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 康次
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目10番 4号
【電話番号】	03-5771-6288（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 最高財務責任者 柳生 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目10番 4号
【電話番号】	03-5771-6288（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 最高財務責任者 柳生 直人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 18,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,850株	譲渡による当社株式の全部又は一部の取得については当社取締役会の事前承認を得る旨を定款に定めておりません。なお、単元株制度は採用しておりません。

(注) 本有価証券届出書（以下、「本書」という。）による当社普通株式に係る募集（以下、「本第三者割当」という。）は、平成23年7月22日開催の臨時取締役会（以下、「本臨時取締役会」という。）により決議され、割当予定先に対して当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続きに不備があり、本日（平成24年4月20日）に至るまで本第三者割当に係る本書の提出が未了となっております。そのため、以下では、平成23年7月22日開催の本臨時取締役会において決議した本第三者割当の内容を記載するものであります。

なお、本第三者割当による発行価格は、割当予定先に対する有利発行に該当いたしますが、本臨時取締役会の決議に先行して臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）が平成23年2月10日付で開催され、同日付で当社株主からの承認が得られております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,850株	18,500,000	9,250,000
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）	1,850株	18,500,000	9,250,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、新株式発行は全て金銭による払込みとしております。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、9,250,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
10,000	5,000	1株	平成23年7月28日		平成23年7月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格である金銭に申込株式数を乗じた金額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
当社管理統括本部	東京都港区南青山一丁目10番4号 南青山NKビル6階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行青山通支店	東京都港区南青山一丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
18,500,000	500,000	18,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等開示資料作成費用として400,000円、登記費用として100,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額18百万円については、当社人件費等の運転資金として9百万円、CDMプロジェクト(注1)の開発から国連承認を取得するまでの業務に係る費用として8百万円、国連による排出権(注2)の発行とその調達に係る費用として1百万円、に充当する計画です。具体的な使途および支払予定時期は、以下のとおりであります。

なお、調達した資金につきましては、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座等で保管する予定であります。

(注) 1. CDMプロジェクトとは、国連気候変動枠組条約に基づき、平成9年12月に締結された京都議定書の規則に従い、先進国と発展途上国とが共同で発展途上国に於いて実施する温室効果ガス削減を目的とするプロジェクトです。具体的には、先進国はCDMプロジェクトを起源とする温室効果ガス削減量をクレジットとして取得し自国の温室効果ガス削減量に充当できることになっております。

2. 排出権とは、CDMプロジェクトにより達成した温室効果ガス削減数量に相当する国連により認証された認証排出削減量のことです。国連は京都議定書の規則に基づき、認証排出削減量をクレジットとして発行し、先進国はそのクレジットを自国の温室効果ガス削減量の目標達成に充当することができます。一般的に、このクレジットを「排出権」と総称されております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費等の運転資金 当社の役職員への給与や社会保険料、監査報酬、事務所賃貸料、租税公課、業務に係る旅費等	9	平成24年1月～平成24年2月
CDMプロジェクトの開発から国連承認を取得するまでの業務に係る費用 <内訳> () CDMプロジェクトの開発におけるPDD(注1)の作成に係る費用 () 指定審査機関(注2)によるCDMプロジェクトの有効化審査に係る費用 () CDMプロジェクトの国連承認取得のための国連申請に係る費用	8 4 2 2	平成24年1月～平成24年2月
国連による排出権の発行とその調達に係る費用 温室効果ガス削減数量の検証と認証(注3)における指定審査機関に係る費用	1	平成24年1月～平成24年2月

(注) 1. PDDとは、CDMプロジェクトの設計書のことです。PDDには、CDMプロジェクトにおける環境影響評価報告書、京都議定書の規則に準拠して有効に実施されていることを証明するデータ、プロジェクト実施計画、及びプロジェクトの企画書、設計書が記載されております。当社は、PDDの作成に関しては、実績のあるCDMコンサルティ

ング会社に外注しています。

2. 指定審査機関とは、国連により指定された審査機関であり、当該過程においては有効化審査をおこない、有効化審査報告書を作成しています。有効化審査とは、CDMプロジェクトの現地調査も含めてPDDを審査し京都議定書の規則に基づきCDMプロジェクトが有効に実施されていることを確認し証明することです。また、CDMプロジェクトの国連承認を取得するには指定審査機関による有効化審査報告書が必要です。
3. 上記（注2）の業務のほか、指定審査機関はCDMプロジェクトにより達成した温室効果ガス削減数量の検証及び認証をおこない、検証・認証報告書を作成しています。また、排出権の国連による発行には、指定審査機関による検証・認証報告書が必要です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	西澤憲史郎
	住所	東京都渋谷区
	職業	BNCコンサルタント株式会社 埼玉県さいたま市西区指扇2128番38号 取締役会長 M&Aコンサルティング業
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	本割当予定先は、本書を提出する必要のあった平成23年7月22日付にて、当社の発行済株式の1,500株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	サンエイト1号投資事業有限責任組合
	所在地	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号
	設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律の組合
	出資額	950,000千円
	組成目的	株式会社の発行する株式もしくは新株予約権又は有限会社もしくは企業組合の持分の取得及び保有
	組成日	平成17年7月25日
	主たる出資者及び出資比率	個人投資家等の合計 54.7%、 事業法人等の合計 45.2% 10%以上の出資率を有する個々の出資者はありません。
b. 提出者と割当予定先との関係	業務執行組員	名称：株式会社サンエイトインベストメント 所在地：東京都港区虎ノ門一丁目15番7号 代表者の役職・氏名：代表取締役 勝方正英 資本金：50,000千円 事業内容：ベンチャーキャピタル 主たる出資者及びその出資比率： 勝方正英 61.5% 立石知雄 29.3%
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合
	所在地	東京都中央区日本橋一丁目7番17号
	設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律の組合
	出資額	16,000,000千円
	組成目的	株式会社の発行する株式、新株予約権の取得及び保有事業者に対する金銭の新たな貸付
	組成日	平成19年6月6日
	主たる出資者及び出資比率	株式会社三菱東京UFJ銀行 50% 三菱UFJキャピタル株式会社 50%
b. 提出者と割当予定先との関係	業務執行組員	名称：三菱UFJキャピタル株式会社 所在地：東京都中央区日本橋一丁目7番17号 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 向原通隆 資本金：2,950,000千円 事業内容：ベンチャーキャピタル 主たる出資者及びその出資比率： 株式会社三菱東京UFJ銀行 22.593% 三菱UFJ信託銀行株式会社 10.721% 他に10%以上の出資率を有する出資者はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	本割当予定先は、本書を提出する必要のあった平成23年7月22日付にて、当社の発行済株式の5,032株を所有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

西澤憲史郎を割当先として選定した理由

本割当予定先は、M & Aコンサルティング業を主要な事業とするBNCコンサルタント株式会社(埼玉県さいたま市西区指扇2128番38号)を平成18年6月2日に設立し、同社を取締役会長として経営しております。

また、本割当予定先は個人資産の運用、及び次世代における日本の産業基盤の育成を目的に、次世代有望と期待されるベンチャー企業への長期的な純投資をおこなっております。また、当社は本割当予定先が当社の発展途上国において実施するCDMプロジェクトの事業について、本割当予定先の投資方針に合致すると考えていることを確認しております。なお、本割当予定先は当社代表取締役副社長である柳生直人が、証券会社に勤務していた時の同証券会社における社内の知人であります。

割当予定先に選定した理由としては、本割当予定先は、金融商品取引に係る業務に長い経験がありベンチャー企業への長期的な純投資に関するリスクを充分理解していること、当社代表取締役副社長である柳生直人は本割当予定先とは旧知であり本割当予定先が本新株の発行に係る払込に要する金額を充分に有しており、当社株式の長期保有についても充分可能であると判断したこと、温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化問題と気候変動問題を認識して頂くことができ当社が実施するCDMプロジェクトの事業リスク及び当社の地球温暖化問題改善への貢献を理解して頂いたこと、本割当予定先は金融界や産業界において広い人脈を有しておりIRを含めた経営面での支援や助言を頂けると判断したこと、であります。

サンエイト1号投資事業有限責任組合を割当先として選定した理由

株式会社サンエイトインベストメントは業務執行組合員として投資事業組合(以下、「VC等」という。)を組成し、ベンチャー企業の発行する有価証券への投資をおこなっております。本割当予定先は当社における既存株主ではありませんが、株式会社サンエイトインベストメントがVC等として組成したサンエイトK・投資事業組合は当社における既存株主であります。

なお、本割当予定先の組成目的は、業種を問わず日本の各産業分野における次世代の産業基盤を構築できると期待されるベンチャー企業への純投資であり、投資先企業の企業価値の向上を主たる投資目的として組成されております。また、当社は本割当予定先が当社において実施中のCDMプロジェクトの開発を継続し完成させることにより、当社の企業価値が拡大し当社事業は地球温暖化問題改善に貢献すると考えていることを確認しております。

割当予定先に選定した理由としては、株式会社サンエイトインベストメントは主要な事業としてベンチャー企業への純投資を行っておりベンチャー企業である当社への純投資に関するリスクを充分理解していること、株式会社サンエイトインベストメントが組成したVC等が当社の既存株主であり当社が実施するCDMプロジェクトの事業リスク、当社の経営目標、経営理念、将来性について既に充分な理解を有していること、本割当予定先の組成目的が当社事業であるCDMプロジェクトの実施や地球温暖化問題の改善活動に合致していること、株式会社サンエイトインベストメントは国内外における投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を有していることから当社の企業価値向上に資する事業提携やM&A等の専門的な支援や助言を提供して頂けると判断したこと、株式会社サンエイトインベストメントは当社の株式公開まで中長期の期間、当社株式を保有する方針であること、であります。

三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合を割当先として選定した理由

三菱UFJキャピタル株式会社は業務執行組合員としてVC等を組成し、ベンチャー企業の発行する有価証券への投資をおこなっております。本割当予定先は、三菱UFJキャピタル株式会社が組成したVC等であり、当社における既存株主であります。

なお、本割当予定先の組成目的は、業種を問わず日本の各産業分野における次世代の産業基盤を構築できると期待されるベンチャー企業への純投資であり、投資先企業の企業価値の向上を主たる投資目的として組成されております。また、当社は本割当予定先が当社において実施中のCDMプロジェクトの開発を継続し完成させることにより、当社の企業価値が拡大し当社事業は地球温暖化問題改善に貢献すると考えていることを確認しております。

割当予定先に選定した理由としては、三菱UFJキャピタル株式会社は主要な事業としてベンチャー企業への純投資を行っておりベンチャー企業である当社への純投資に関するリスクを充分理解していること、本割当予定先は当社の既存株主であり当社が実施するCDMプロジェクトの事業リスク、当社の経営目標、経営理念、将来性について既に充分な理解を有していること、本割当予定先の組成目的が当社事業であるCDMプロジェクトの実施や地球温暖化問題の改善活動に合致していること、三菱UFJキャピタル株式会社は国内外における投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を有していることから当社の企業価値向上に資する事業提携やM&A等の専門的な支援や助言を提供して頂けると判断したこと、三菱UFJキャピタル株式会社は当社の株式公開まで中長期の期間、当社株式を保有する方針であること、であります。

d. 割り当てようとする株式の数

西澤憲史郎	当社普通株式	700株
サンエイト1号投資事業有限責任組合	当社普通株式	650株
三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合	当社普通株式	500株

e. 株券等の保有方針

西澤憲史郎

当社の代表取締役社長である青木康次と代表取締役副社長である柳生直人は、本割当予定先と面談をおこない、本割当予定先による当社への出資は当社の企業価値向上を目的とした純投資を前提とし、中長期間にわたり当社株式を保有する方針であることを口頭により確認しております。併せて、本割当予定先より、本第三者割当による本割当株式については短期での売買を目的としたものでないこと、当社の中長期の企業価値の増大を期待しての投資であることを書面により確認しております。

サンエイト1号投資事業有限責任組合

当社の代表取締役社長である青木康次と代表取締役副社長である柳生直人は、本割当予定先をVC等として組成した株式会社サ

ンエイトインベストメントの代表取締役である勝方正英氏と面談をおこない、本割当予定先による当社への出資は純投資を前提とし中長期間にわたり当社株式を保有する方針であることを口頭により確認しております。

三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合

当社の代表取締役社長である青木康次と代表取締役副社長である柳生直人は、本割当予定先をVC等として組成した三菱UFJキャピタル株式会社の代表取締役社長である向原通隆氏と面談をおこない、本割当予定先による当社への出資は純投資を前提とし中長期間にわたり当社株式を保有する方針であることを口頭により確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

西澤憲史郎

本割当予定先による本新株式の引受けに要する資金等の状況については、当社の代表取締役社長である青木康次と代表取締役副社長である柳生直人が、本割当予定先による本新株式の引受けに要する払込を行うことが十分に可能であることを口頭により確認しております。また、本割当予定先の平成23年7月22日付の銀行預金通帳を閲覧し、預金残高を確認した結果、払込に係る財産の存在については問題がないことを確認しました。以上より、当社は本割当予定先が本新株の発行に係る払込に要する金額を有しており、本新株式に係る払込についても充分可能であると判断しました。

サンエイト1号投資事業有限責任組合

本割当予定先による本新株式の引受けに要する資金等の状況については、当社の代表取締役社長である青木康次と代表取締役副社長である柳生直人が、本割当予定先をVC等として組成した株式会社サンエイトインベストメントの代表取締役である勝方正英氏に面談し、本割当予定先による本新株式の引受けに要する払込を行うことが十分に可能であることを口頭により確認しております。併せて、当社は、平成22年12月31日付の本割当予定先におけるファンドの決算報告書の預金残高コピーを受領し、本割当予定先の預金残高を確認しました。以上より、当社は本割当予定先が本新株の発行に係る払込に要する金額を有しており、本新株式に係る払込についても充分可能であると判断しました。

三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合

本割当予定先による本新株式の引受けに要する資金等の状況については、当社の代表取締役社長である青木康次と代表取締役副社長である柳生直人が、本割当予定先をVC等として組成した三菱UFJキャピタル株式会社の代表取締役社長である向原通隆氏に面談し、本割当予定先による本新株式の引受けに要する払込を行うことが十分に可能であることを口頭により確認しております。併せて、当社は、平成22年12月31日付の本割当予定先におけるファンドの決算報告書の預金残高を閲覧し本割当予定先の預金残高を確認し、払込に係る財産の存在については問題がないことを判断しました。以上より、当社は本割当予定先が本新株の発行に係る払込に要する金額を有しており、本新株式に係る払込についても充分可能であると判断しました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより、経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が、特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社日本シークレット・サービス（本社：東京都千代田区九段南2丁目、代表者氏名：佐々木信彦）に調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合結果について、報告書の提出を受けております。当社といたしましては、同報告書により当該割当予定先が特定団体等でないこと、及び特定団体等と何らかの関係はないことを確認いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

当社は、当社割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会の事前承認を得る旨を定款に定めております。

3【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当による発行価格は、1株あたり10,000円（以下、「本発行価格」という。）といたしました。

なお、当社は平成22年6月11日開催の定例取締役会決議により発行価格を1株あたり25,000円とする発行条件による第三者割当（以下、「前第三者割当」という。）をおこなっております。当社は、本第三者割当による新株式発行価格（1株あたり10,000円）は、前第三者割当による新株式発行価格（1株あたり25,000円）に比較して、有利発行に該当すると判断いたしました。

前第三者割当において、当社は発行価格に係る株価算定評価（以下、「株価算定評価」という。）を株式会社大和総研に依頼しました。平成22年2月18日付、株式会社大和総研より当社の株式評価に関する報告書（以下、「大和株式評価報告書」という。）が提出されております。しかしながら、前第三者割当による増資が不調となった結果を踏まえ、且つ平成22年2月18日（大和株式評価報告書の提出日）以降の当社を取り巻く経済環境の変化（ギリシャ債務危機による経済環境の悪化、外国為替市場における円高の進展、排出権市場における排出権価格の変化）を勘案して、当社は本第三者割当による増資の株価算定評価を再度おこないました。当社は、大和株式評価報告書を参考に記載された算定方法と条件設定に従い、株価算定評価を当社にて算出しております。但し、平成22年12月30日付における最新の当社事業計画書、排出権先物取引所における排出権先物相場、及び外国為替レートを反映させた株価算定評価をおこないました。算定方法の詳細は以下のとおりであります。

当社が株価算定評価を算出するにあたって、類似会社比較方式、純資産価額方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF方式」という。）を評価方式として検討しましたが、結果としてDCF方式を採用いたしました。その理由は以下のとおりであります。類似会社比較方式は、当社と類似した事業を行っている上場会社の株価を参考に株価を算定する方式です。当社の主要事業と同様の事業を行う上場企業は存在しないため、当該方式を採用しません。純資産価額方式は、当社の資産・負債の状況を評価することにより、株価を算定する方式です。当社事業は、多大な土地・設備等の資産を有して収益を獲得する事業ではありません。貸借対照表に計上された資産と事業評価が結びつかないため、当該方式を採用しませんでした。DCF方式は将来成長が見込まれる新しい市場や事業に係る新興企業の評価に適用されております。当社事業モデルは市場としては成熟していませんが、新しい事業モデルであるためDCF方式を採用しました。

当社はDCF方式を適用し、以下のとおり株価算定評価を算出しました。まず、当社事業の将来の売上（平成23年度から平成32年度までの事業年度における）、営業利益を予測しました。上記営業利益から税額を控除し、当社事業の将来の税引後営業利益を予測しました。税引後営業利益を基本に、減価償却費、設備投資、運転資金の増減を勘案して、当社事業の将来のフリー・キャッシュフローを予測しました。当社事業の将来のフリー・キャッシュフローに、割引率を適用して、フリー・キャッシュフローの現在価値を算出しました。本フリー・キャッシュフローの現在価値に、平成23年2月10日付の当社預金残高、及び本臨時株主総会（平成23年2月10日付）にて決議された募集株式の上限株数に相当する払込予定金額を合算した数値を当社企業価値（以下、「本企業価値」という。）として算出しました。また、本書を提出する必要のあった日における発行済株式数に、平成23年2月10日開催の臨時株主総会にて決議した募集株式の上限に相当する募集株式数において割当による払込が完了していない株数（本第三者割当における発行株式数を含む）、及び潜在株数を加算して、発行済株式予定数（以下「発行済株式予定数」という。）を算出しました。本企業価値を発行済株式予定数で除した数値に未上場会社に適用される非流動性ディスカウントを適用して株価を割り引くことにより株価算定評価を算出しました。

当社はDCF方式を適用するにあたり、以下の条件を設定しました。売上高の予測として、「第二部 企業情報、第2 事業の状況、1 業績等の概要」に記載した実施中の29プロジェクトを起源とする売上高予測をおこないました。具体的には、プロジェクト設計書に記載された排出権の予定発行トン数にプロジェクトの稼働率を勘案して排出権の発行トン数を予測しました。排出権予測発行トン数により排出権予測売上トン数を算出しました。次に、平成22年12月30日付、英国ロンドンにおけるICE-ECX（排出権先物取引所）における排出権先物相場（具体的には、ICE-ECX に上場されているCER先物相場2012年12月期日物）の引け値（11.10 ユーロ/トン）を排出権の売上予測トン数に乘以ユーロ建ての売上金額予測を行いました。売上原価の予測は、売上予測トン数に契約されているユーロ建ての購入価格を乘以ユーロ建ての売上原価を算出しました。為替レートは、平成22年12月30日付、三菱東京UFJ銀行が発表する外国為替TTMレートに従い、外貨建取引を本邦円貨に換算しました。具体的には1ユーロは106.40円、1US\$は80.49円です。販売管理費の予測は、現状の人員と一般的昇給率を勘案して、将来の販売管理費を予測しました。なお、大和株式評価報告書に従い設定した条件は以下のとおりであります。税引後当期利益を計算するため税率は40%を適用しました。フリー・キャッシュフローの現在価値を算出するため16.468%の割引率を適用しました。未上場会社に適用される非流動性ディスカウントは30%を適用しました。

DCF方式により、本企業価値は1,559百万円と算出され、非流動性ディスカウントが適用された株価算定評価は1株あたり11,142円と算出されました。なお、平成22年12月31日における当社の簿価純資産価値は、219百万円で、同期における1株あたりの簿価純資産価値は、3,737円です。当社の株価算定として、DCF方式では11,142円、簿価純資産価値では1株あたり3,737円となりました。

株価算定評価をガイドラインに、当社の代表取締役副社長である柳生直人が、既存株主及び潜在的な新規株主へ実行可能な発行価格の聞き取り調査をおこない、平成23年2月10日開催の臨時株主総会にて決議した募集株式の上限に相当する必要資金を満額で調達できる実効可能な発行価格を把握しました。

当社は、本第三者割当による新株式発行価格(1株あたり10,000円)は、前第三者割当における新株式発行価格(1株あたり25,000円)に比較して、有利発行に該当すると判断いたしました。しかしながら、既存株主及び潜在的な新規株主への聞き取り調査の結果、各割当予定先の検証、必要な資金調達の達成確度、株価算定評価等を議論・検討し、本発行価格による本第三者割当による増資をおこなう判断をいたしました。本発行価格(10,000円)が妥当であると判断した根拠は、以下のとおりであります。本発行価格は、DCF方式による株価算定評価の90%に相当し、本発行価格はDCF方式による株価算定評価に近い数値であること、本発行価格は1株あたりの簿価純資産価値を上回っていること、本発行価格は既存株主や潜在的な新規株主へ聞き取り調査結果を反映した価格であること、であります。

なお、本第三者割当による発行価格は、割当予定先に対する有利発行に該当いたしますが、本臨時取締役会の決議に先行して本臨時株主総会が平成23年2月10日付で開催され、同日付で当社株主からの承認が得られております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行する予定の新株式1,850株(議決権の数は1,850個)に、本書の提出日(平成23年7月22日、以下「本書提出日」という。)前6カ月以内に行われた第三者割当(平成23年2月、7,130個、同年3月、300個、同年4月、700個、同年5月、3,119個、同年6月、3,750個、同年7月、1,000個)により割り当てられた株式に係る議決権の数(当社普通株式15,999株に係る議決権15,999個、以下「加算議決権数」という。)を加えた数を、本書提出日現在の当社の総株主の議決権数(84,110個)から加算議決権数15,999個控除した数(68,111個)で除した割合は、26.21%となります。これは、本新株式の発行が、最近日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株式の発行であることを示しております。なお、当該大規模な第三者割当の方法による新株式の発行理由につきましては、後記「大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりであります。

ジットを先進国企業に販売していること)を説明しましたが、当社の事業概要に類似した事業会社が日本に存在しないため、日本政策金融公庫は当社の事業を審査することができず、新株予約権付き無担保融資は実行されませんでした。

更に、当社は公募増資による資金調達も検討しましたが、当社は未公開企業であること、且つ当社の収益基盤が未成熟であることが理由で公募増資による資金調達は不可能である旨、当社と取引ある金融機関より指摘されました。

また、本第三者割当により発行する予定の新株式1,850株(議決権の数は1,850個)に、本書提出日前6カ月以内に行われた第三者割当(平成23年2月、7,130個、同年3月、300個、同年4月、700個、同年5月、3,119個、同年6月、3,750個、同年7月、1,000個)により割り当てられた株式に係る議決権の数(当社普通株式15,999株に係る議決権15,999個、以下「加算議決権数」という。)を加えた数を、本書提出日現在の当社の総株主の議決権数(84,110個)から加算議決権数15,999個控除した数(68,111個)で除した割合は、26.21%となります。本第三者割当による新株式の発行は、25%を超える株主価値の希薄化を引き起こし既存株主への不利益が発生する可能性があります。

しかしながら、当社は、上記記載の資金調達方法における交渉結果を踏まえて大規模な本第三者割当により速やかに且つ確実に資金調達を行い、資金ショートを回避し、当社事業を継続し、当社の実施するプロジェクトを完成させることは、今後の当社の企業価値の増大に寄与し、最終的には既存株主の利益に資するものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の資金調達は、前項「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響」に記載したとおり、資金ショートを回避し、当社事業を継続し、当社の実施するプロジェクトを完成させ、当初の収益基盤を強化することが目的であります。

また、本第三者割当による新株式の発行は、25%を超える株主価値の希薄化を引き起こし既存株主への不利益が発生する可能性があります。前項記載の資金調達に係る交渉結果を踏まえて大規模な本第三者割当により速やかに且つ確実に資金調達を行い、資金ショートを回避し、当社事業を継続し、当社の実施するプロジェクトを完成させることは、今後の当社の企業価値の増大に寄与し、最終的には既存株主の利益に資するものと判断しております。

なお、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当いたしますが、本臨時取締役会の決議に先行して、平成23年2月10日付で本臨時株主総会が開催され、同日付で当社株主からの承認が得られております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (千円)	8,705	6,220	-	53,272	114,363
経常利益又は経常損失 () (千円)	460	63,086	72,636	83,534	132,184
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	183	63,279	73,825	83,975	132,493
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	18,000	50,500	280,400	281,900	286,900
発行済株式総数 (株)	3,500	10,000	57,720	58,320	58,720
純資産額 (千円)	35,183	36,904	422,878	341,902	219,409
総資産額 (千円)	35,912	39,680	427,551	345,845	227,560
1株当たり純資産額 (円)	10,052.46	3,690.42	7,326.38	5,862.53	3,736.53
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	173.04	9,836.69	2,049.68	1,449.03	2,263.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	98.0	93.0	98.9	98.9	96.4
自己資本利益率 (%)	0.5	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	93,839	137,637	233,745
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	997	1,176	641
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	457,543	2,620	13,925
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	388,627	252,575	40,724
従業員数 (名)	-	-	1	4	5

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 第5期を除き、売上高には消費税等は含まれておりません。
3 当社には、非連結子会社及び関連会社がありますが、重要性が乏しいため、持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。

- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 自己資本利益率については、第2期、第3期、第4期及び第5期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 株価収益率については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 7 当社は平成18年6月15日設立のため、第1期は平成18年6月15日から平成19年3月31日までの9ヶ月と16日間であります。
- 8 当社は第3期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期及び第2期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
- 9 第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
- 10 当社の平成20年12月期については、平成20年6月30日付で、1株を2株に株式分割しております。
- 11 平成20年6月27日開催の第2回定時株主総会により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第3期は平成20年4月1日から12月31日の9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

当社は平成18年6月、東京都港区北青山において温室効果ガス削減プロジェクトに係るコンサルティング業務を事業目的として創業し、平成19年4月に本社を東京都港区南青山に移転いたしました。

当社設立以後の経緯は次のとおりであります。

年月	事項
平成18年6月	東京都港区に温室効果ガス削減に関するコンサルティング業務を目的として、当社（資本金1,000千円、東京都港区北青山）を設立。
平成19年4月	本社を東京都港区南青山1丁目10番4号南青山NKビル6階に移転。
平成19年9月	中国貴州省にて当社の第1号案件である水力発電プロジェクトに係る温室効果ガス削減プロジェクトに参加。（本プロジェクトによる予定温室効果ガス削減量は年91,396 CO2eトンであります。）
平成20年2月	小規模水力発電事業に特化した温室効果ガス削減プロジェクトの発掘・開発と排出権の購入を事業目的に地球環境開発株式会社（資本金6,280千円、東京都港区南青山1丁目10番4号南青山NKビル6階）を設立。
平成20年5月	当社における第1号案件である水力発電プロジェクトの国連承認。（本プロジェクトによる予定温室効果ガス削減量は年91,396 CO2eトンであります。）
平成20年6月	平成20年6月10日開催の取締役会により、株式1株を2株とする株式分割、平成20年6月27日開催の第2回定時株主総会において決算期を3月31日から12月31日に変更。
平成21年4月	国連による当社に対し初めての排出権の発行。（当社における第1号案件である水力発電プロジェクトを起源とする排出権で、温室効果ガス削減量実績は42,247 CO2eトンであります。）
平成21年9月	中国河北省にて工場排熱の有効利用に係る当社の第1号案件であるプロジェクトに参加。（本プロジェクトはセメント工場における排熱を有効利用するプロジェクトで、予定温室効果ガス削減量は年21,889 CO2eトンであります。）
平成21年12月	中国雲南省において当社にて最大規模である水力発電プロジェクトに参加。（本プロジェクトによる予定温室効果ガス削減量は年649,177 CO2eトンであります。） 中国河北省にて地域の家庭暖房に係る当社における第1号案件に参加。（本プロジェクトは地域の家庭暖房に係るシステムと設備を集中化することによりエネルギー効率改善を達成しております。本プロジェクトによる予定温室効果ガス削減量は年66,237 CO2eトンであります。）

（注）1．上記のプロジェクト情報は、当社が実施する主要なプロジェクトの経緯を記載しております。

2. 予定温室効果ガス削減数量は、国連に提出したプロジェクト設計書記載の数量です。

なお、プロジェクト設計書記載の数量につきましては国連のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。

中国貴州省における当社の第1号案件である水力発電プロジェクト

<http://cdm.unfccc.int/Projects/DB/TUEV-SUED1198260140.22/view>

中国河北省における工場排熱の有効利用に係る当社の第1号案件であるプロジェクト

<http://cdm.unfccc.int/Projects/DB/ERM-CVS1306508193.75/view>

中国雲南省における当社にて最大規模である水力発電プロジェクト

<http://cdm.unfccc.int/Projects/DB/DNV-CUK1316077305.69/view>

3 【事業の内容】

1. 当社事業の概要

当社は、平成4年に国連にて採択された「国連気候変動枠組条約」(注)1に従い平成9年に締結された「京都議定書」(注)2及びこの議定書にて柔軟措置として定められた「京都メカニズム」(注)3に基づき、発展途上国にてクリーン開発メカニズム(以下「CDM」(“Clean Development Mechanism”)という。)(注)4として実施される温室効果ガス削減プロジェクトの発掘やこれにより組成されるクレジット(以下「CER」(“Certified Emission Reduction”)という。)(注)5に関連した以下の内容を主たる事業としております。

(1) 発展途上国においてCDMに基づく温室効果ガス削減プロジェクトの発掘を行い、温室効果ガス削減プロジェクトを実施しております。現在、当社は中国におけるプロジェクトの温室効果ガス削減プロジェクトを実施しております。

(2) 発展途上国において達成した温室効果ガス削減数量に相当するクレジットを排出権として組成し、組成された排出権を発展途上国より調達しております。

(3) 発展途上国において組成された排出権を商品化し先進国企業に販売しております。先進国における当社顧客は、排出権をクレジットとして自国の温室効果ガス削減目標の達成に充当しております。

(注)1：国連気候変動枠組条約

平成4年、国連において大気中の温室効果ガスの削減を目的とする「国連気候変動枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組む事に合意しました。同条約に従い、気候変動枠組条約締約国会議(以下「COP」という。)は、平成7年以後毎年開催されております。

(注)2：京都議定書

平成9年、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP-3)において京都議定書が締結され、先進国は京都議定書における第1約束期間(平成20年1月1日から平成24年12月31日までの5年間)において法的拘束力のある温室効果ガス削減に合意しました。

具体的には、温室効果ガス削減に関して、平成20年から平成24年までの5年間で、平成2年度比「日本：6%削減、米国：7%削減、欧州連合：8%削減」という内容であります。ただし、米国は、京都議定書を批准せずに京都議定書から離脱しております。

(注)3：京都メカニズム

京都議定書において、先進国が約束した温室効果ガス削減量義務達成のための柔軟措置として、「京都メカニズム」が定められております。

京都メカニズムにおいては先進国(京都議定書締約国)が海外において実施したプロジェクトを起源とする温室効果ガスの削減量をクレジットとして自国の温室効果ガス削減量に充当して計算でき、約束した削減数量達成目標に換算できます。

京都メカニズムに関する具体的な運用ルールは、モロッコのマラケシュで開催されたCOP-7で合意(以下「マラケシュ合意書」という。)されております。

(注)4：CDM

京都メカニズムにおける柔軟措置のひとつにCDMがあります。

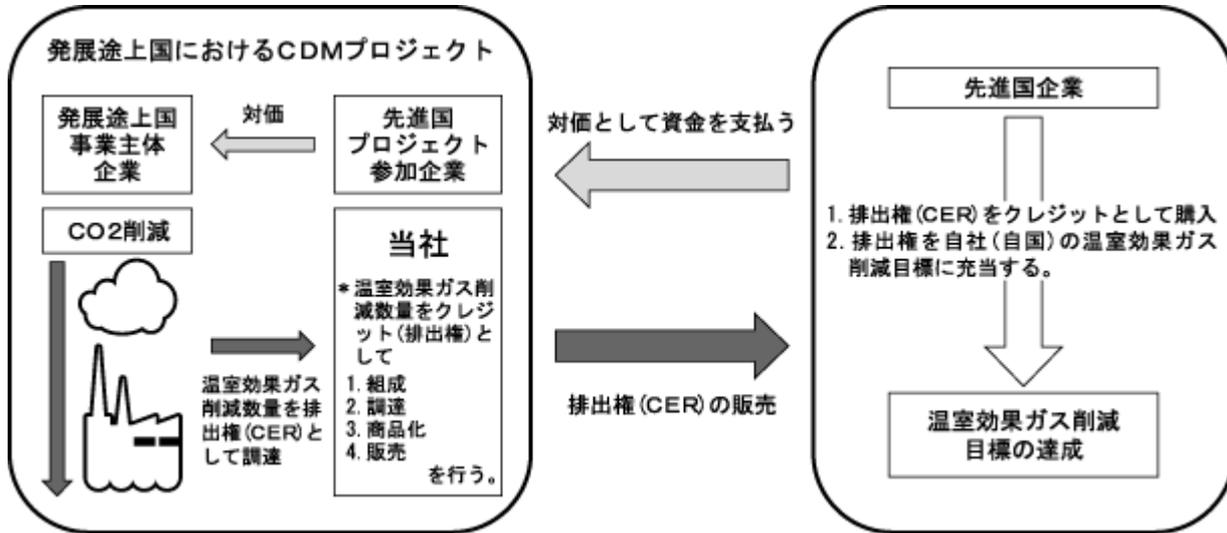
具体的には、先進国(京都議定書締約国)と発展途上国とが共同で温室効果ガス削減プロジェクトを発展途上国に於いて実施し、プロジェクトを起源とする温室効果ガス削減量を先進国がクレジットとして取得し自国の削減量に充当できる仕組みであります。

京都議定書と京都メカニズムにより定義された発展途上国における温室効果ガス削減のプロジェクトをCDMプロジェクトといいます。

CDMプロジェクトを構成する企業は、2種類あります。発展途上国において事業本体を実施する(CDMプロジェクト本体の建設や運用)事業主体企業と、先進国企業としてCDMプロジェクトに参加するCDM参加企業がこれに該当します。両企業が共同して温室効果ガス削減に貢献することになります。当社は、先進国企業としてCDMプロジェクトに参加しております。

(注)5: CER

国連はCDMにより達成した温室効果ガス削減数量に相当するクレジットをCER(認証排出削減量)として発行し、先進国はそのクレジットを温室効果ガス削減量の目標達成に充当することができます。一般的に、このクレジットを「排出権」と総称されております。



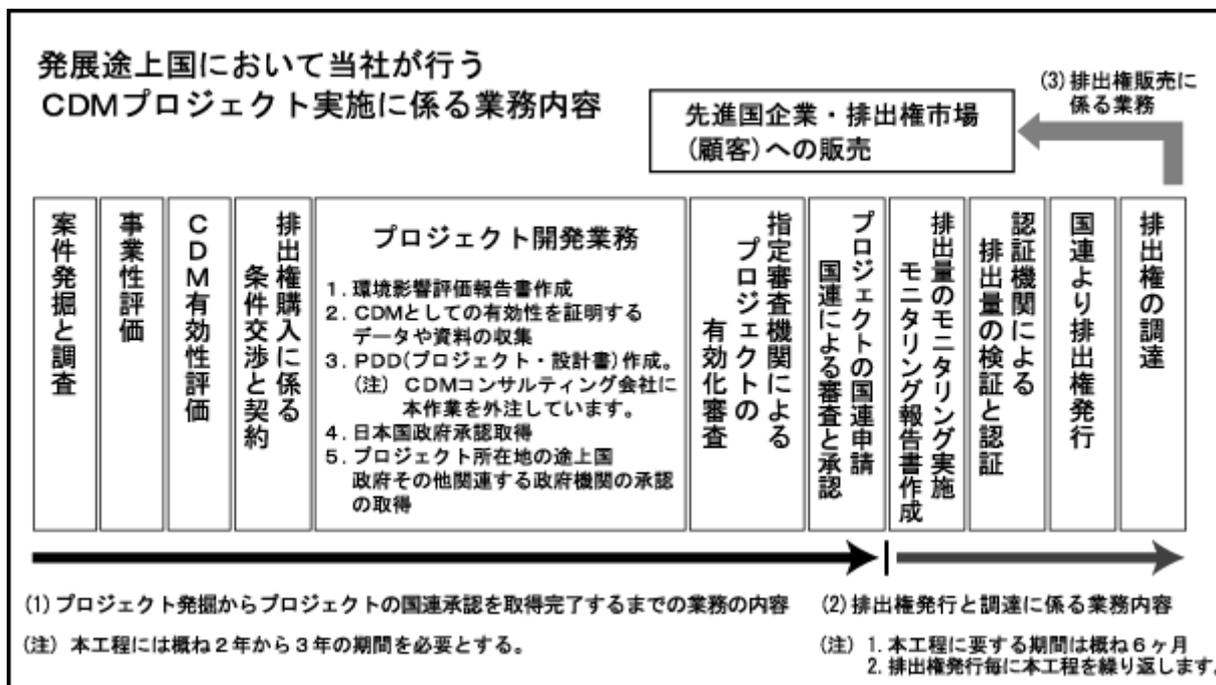
2. 当社事業における具体的な業務内容

当社の実施するCDMプロジェクトの実施に係る具体的な業務内容は以下のとおりであります。

なお、先進国におけるCDMプロジェクト参加企業は、プロジェクト本体における建設と本体事業の運営にはその責任と権限を有しておりません。発展途上国におけるプロジェクト事業主体企業がプロジェクト本体の建設と本体事業の運営にはその責任と権限を有します。

従いまして、プロジェクトの本体事業が稼働しない場合、温室効果ガス削減プロジェクトも成功しないため、事業本体の事業としての有効性の事前調査が、CDMを行う際の重要なプロジェクト選定要件となります。

当社の実施するCDMプロジェクトに係るプロジェクトの開発業務と運用業務は以下のとおりであります。



(1) プロジェクトの国連承認を取得するための具体的業務

当社がプロジェクトを有効なCDMとして発掘し、プロジェクトにおける国連承認を取得するまでの概要は上表のとおりであり、当社の役割は京都メカニズムとその運用ルールに従い、プロジェクトを管理・開発し、国連承認を取得してプロジェクトをCDMとして国連に登録することです。

当社において、プロジェクトの国連承認を取得するための具体的な業務は以下のとおりです。

発展途上国において温室効果ガス削減に有効なプロジェクトを発掘する。

発掘したプロジェクトの評価を行う。評価を行う項目は、(ア)プロジェクトが事業として成立するために必要な技術的及び財務的裏付けの評価(事業性評価)、及び(イ)プロジェクトがCDMとして国連の定める要件を満足させていることを確認する有効性評価(CDMとしての有効性評価)である。

発展途上国においてプロジェクトの事業主体企業と契約し、当社が先進国参加企業としてCDMプロジェクトを共同で実施する。

発展途上国の事業主体企業とプロジェクトに係る詳細を協議し、環境影響評価報告書の作成等、プロジェクトがCDMとして有効であることを証明するデータ、資料を収集する。これらのデータや資料に基づき、プロジェクト実施計画とプロジェクト企画・設計が記述されたプロジェクト設計書(以下「PDD」(“Project Designing Documentation”)という。)を作成する。当社は、PDDの作成に関しては、実績のあるCDMコンサルティング会社に外注している。

PDDを日本国政府に提出してプロジェクトの日本国承認を取得する。事業主体企業は、事業主体国の政府にPDDを提出してその承認を取得する。

国連により指定された審査機関(以下「DOE」(“Designated Operating Entity”)という。)を指名して、現地調査も含めてそのプロジェクトのCDMとしての有効化審査を行う。DOEは有効化審査報告書を作成する。

PDDと有効化審査報告書を国連事務局に送付しプロジェクトの国連申請を行う。国連事務局は、プロジェクトの審査を行う。

国連事務局における審査の後、国連CDM理事会に対しプロジェクトを送付する。CDM理事会は、プロジェクトをCDMとして承認する。

(2) 排出権の発行と調達に係る業務

プロジェクトがCDMとして国連に承認され、かつプロジェクトが実際に稼働した後、プロジェクトによる温室効果ガス削減が開始されます。これ以後、当社は、温室効果ガス削減数量の計測を開始しCERの発生数量の計算を行い、国連に温室効果ガス削減数量に相当するCERの発行を申請いたします。CER発行とその調達に係る具体的な業務は以下のとおりです。

事業主体企業はPDDに規定された手順に従いプロジェクトを実施し温室効果ガスの削減を図る。

事業主体企業は、定期的にPDDに規定された方法に従い、温室効果ガス削減数量を計測し、計測結果報告書(以下「モニタリング報告書」という。)を作成する。

当社は国連により指定されたDOEを指名する。指名されたDOEは、モニタリング報告書を検証し排出量認証報告書を作成し、プロジェクトによる温室効果ガス削減量を認証する。

排出量認証報告書を国連事務局に送付し、CERの発行申請を行う。

国連事務局は、排出量認証報告書を審査する。

国連CDM理事会は、排出量認証報告書における温室効果ガス削減数量に相当するCERを発行する。

当社は国連により発行されたCERを日本政府の管理する当社の「国別登録簿口座」(注)6に移転する。当社は本CERを国別登録簿口座にて受領しCERの調達を完了する。

(注)6：国別登録簿口座

京都議定書締約国は排出権の移動が行われた際、その結果を電子的に記録・保管する事が定められており、京都議定書締約国はその記録を行うITシステムである国別登録簿システムを構築しております。

国別登録簿システムでは、京都メカニズムによる温室効果ガス削減数量をクレジットとして、発行、移転、取得、取消、償却を行い、政府や企業はこのシステム上に口座を開設し、クレジットの保有、他の口座への移転を行います。国をまたぐクレジット移転の場合は、国連が設置・管理する国際取引ログ(ITL)を介して処理されております。

(3) 排出権の販売に係る業務

C E Rを含む排出権に係る先進国における主要な市場は欧州の排出権取引市場であり、当社は欧州排出権取引制度において温室効果ガス削減義務を負う欧州企業（電力、石油、鉄鋼企業等）を顧客としてターゲットしております。

また、欧州市場においては、排出権は流動性の高い「コモディティ」として取引所に上場され取引されています。具体的には、排出権先物は I C E - E C X（所在地：ロンドン）に上場されており、発行済排出権（以下「現物排出権」という。）は、B l u e N e x t（所在地：パリ）に上場されています。

排出権は、相場変動による価格変動リスクはありますが、商品陳腐化リスクの少ない、流動性の高い金融商品の一種として取引されています。

欧州市場における現物排出権の売買は、主に概ね買主と売主による「相対」の取引が主流ですが、その取引価格は、欧州の排出権先物相場の指標に連動した売買価格を基本に「相対」の取引が執行されています。

欧州市場における排出権の売買取引における支払条件は金融取引に類似したもので、その支払条件は排出権の受渡後3日から7日以内になっております。当社も欧州企業との「相対」取引を基本に、市場の取引慣行に従い排出権を販売いたします。

なお、欧州排出権市場においてはC D Mプロジェクトの種類により欧州市場において流通適格なC E R（以下「欧州適格C E R」という。）と欧州市場において流通不適格なC E R（以下「欧州不適格C E R」という。）に区分されています。平成25年5月1日以降、産業ガス系プロジェクト（フロンガス、一酸化二窒素等）を起源とする排出権は、欧州市場では「欧州不適格C E R」と認定されます。当社のプロジェクトにおいては産業ガス系のプロジェクトは存在しません。

4 【関係会社の状況】

第二部企業情報 第1企業の概況 2沿革 に記載したとおり、当社は平成20年2月に地球環境開発株式会社を子会社として設立しました。本子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当社の財政状態、経営状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える重要性のある該当事項はありません。

なお、資産基準、売上基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	2.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.5%

* 会社間項目の消去後の数値により算出しております。

平成22年6月末において子会社でありましたRural China Development PCCにつきましては、平成22年12月16日に当社が所有する持分のすべてを売却したことにより、平成22年12月末では当社の子会社ではなくなりました。

なお、当社にはその他子会社及び関連会社はありません。

5 【従業員の状況】**(1) 提出会社の状況**

平成23年7月8日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4	41.5	2.4	6,960,000

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 最近1年間においては、臨時雇用従業員（契約社員、パートタイマー、アルバイト等）は当社には在籍・就業しておりませんので、従業員数は正規雇用従業員数であります。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

1. 業績

当事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）における世界経済は、リ・マンショックを乗り越え景気回復期待が高かったものの、ギリシャの財政危機を契機に発生した欧州金融危機とそれに伴う景気の二番底を懸念した厳しいものでありました。このような環境の中、世界経済は急激な二番底景気を避けることができましたが、景気回復は極めて緩やかなものでした。

当事業年度における当社の業績に影響を与える重要な事項は、平成22年12月、メキシコのカンクンにおいて開催された、気候変動枠組条約第16回締約国会議（以下、「COP16」という。）でありました。COP16の成果とその概要は以下のとおりであります。

（1）COP16について

京都議定書・第1拘束期間（以下、「第1拘束期間」という。）は、平成24年12月31日に失効します。前年度、コペンハーゲンにて開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（以下、「COP15」という。）による合意を受けて、COP16においては、京都議定書・第1拘束期間の延長期間である京都議定書・第2拘束期間（以下、「第2拘束期間」という。）の合意と、温室効果ガス削減に係る次期国際的枠組合意が期待されておりました。しかしながら、本事業年度、年初より市場におけるCOP16への期待値は低く、COP16の成果に関しては政治的に不透明な状況が継続いたしました。このような状況を受けてCOP16によるカンクン合意書の概要は次のとおりであります。

京都議定書・第1拘束期間の延長に関する合意は達成できなかった。

京都議定書第1拘束期間終了後と第2拘束期間開始までの期間で温室効果ガス削減に係る法的拘束力がない空白期間（以下、「空白期間」という。）が発生することが懸念されている。平成23年12月、南アフリカのダーバンで開催予定のCOP17（以下、「COP17」という。）において、空白期間を設けずに第2拘束期間を開始することを前提に交渉することが確認された。

COP15の合意により京都議定書締約国が国連に提出した平成25年以降の温室効果ガス削減目標（日本は平成2年比25%削減、欧州は平成2年比20%削減）を公式文書として留意することが確認された。この公式文書に従い京都議定書・第2拘束期間の温室効果ガス削減目標の検討を開始する。

地球の気温上昇を2.0 から2.4 に抑えるため、先進国に対し更なる温室効果ガス削減（25% - 40%）を要求する。

発展途上国も自国の温室効果ガス削減のための行動計画書を策定し国連に報告することが確認された。同様に、発展途上国も自国の温室効果ガス排出量を国連に報告することが確認された。これにより発展途上国も温室効果ガス排出量に関して国際的な計測・報告・検証の対象となる。

京都メカニズム、クリーン開発メカニズム、排出権取引制度は、温室効果ガス削減に係る次期国際的枠組みにおいても有効に機能することが確認された。

今回のCOP16では、法的拘束力を有する温室効果ガス削減に係る次期国際的枠組への合意は達成されず、ダーバンにおけるCOP17に課題は先送りされた。COP16の成果は乏しい結果となったが、発展途上国にも温室効果ガス排出削減行動を要求する内容も含まれ、先進国と発展途上国が共に次期国際的枠組の基礎となる画期的合意を達成したとする評価もあります。

（2）当事業年度における排出権価格について

当事業年度における排出権市場は、京都議定書第1拘束期間終了と第2拘束期間開始との間に「空白期間」が発生することが懸念され、温室効果ガス削減に係る次期国際的枠組合意が不透明な状況でありました。このような市場状況にもかかわらず、平成22年(2010年)度の排出権市場は安定的に推移し、市場におけるCER価格は概ね11ユーロ(1C02eトン当たり)から15ユーロのレンジに市場価格は収束しておりました。平成22年12月末における排出権先物市場におけるCER先物相場は11.75ユーロでありました。

（3）当事業年度の実績

当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）におきましては、当社成長に関する事業活動は一時停止し、前年に発掘したプロジェクトの契約、開発、プロジェクト進捗管理に時間と工数を集中いたしました。前年に発掘したプロジェクトで、未契約分（8案件）につきましては、当事業年度上半期におきまして全て契約締結を完了いたしました。当事業年度末におきまして当社における実施中のプロジェクトは累計合計で29件のプロジェクトがあります。実施中の29件のプロジェクトの内訳としましては、当事業年度において4件のプロジェクトの国連承認を取得し、当事業年度末にて累計合計で5件のプロジェクトの国連承認を取得しております。また、国連承認取得のため国連に審査申請中のプロジェクト数は3件であります。

当事業年度において当社に発行されたCERの数量は、82,345 C02eトンであります。また、同会計期間中において売上を認識したCERの数量も82,345 C02eトンであります。前事業年度に比較して40,943 C02eトン（98.8%）の増加であります。

当事業年度における

売上高は、114,363千円であり、前年同期と比べ61,091千円（114.7%増）の増加、

営業損益は、118,284千円の損失と前年同期と比べ33,951千円（40.2%増）損失が増加、

経常損益は、132,184千円の損失と前年同期と比べ48,650千円（58.2%増）の損失が増加

当期純損益は、132,493千円の損失と前年同期と比べ48,518千円（57.7%増）の損失が増加しました。

当事業年度における各業績数値についての分析は、以下のとおりであります。

（売上高）

当事業年度における売上高につきましては、114,363千円となりました。これは、排出権販売による売上114,363千円です。

（売上原価）

当事業年度における売上原価につきましては、97,117千円となりました。これは、排出権仕入89,843千円及びC D Mプロジェクトの評価損7,273千円です。

（販売費及び一般管理費、営業損益）

当事業年度における販売費及び一般管理費につきましては、135,531千円となりました。主として、事業規模拡大に伴う人件費77,189千円の発生によるものであります。

この結果、営業損失は、118,284千円となりました。

（営業外損益及び経常損益）

当事業年度における営業外費用14,247千円は、主として為替差損14,138千円によるものであります。

この結果、経常損失は132,184千円となりました。

（特別利益、特別損失及び当期純損益）

当事業年度における、特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。

この結果、当事業年度は、132,493千円の当期純損失となりました。

当社の実施中プロジェクトの概要は以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

	プロジェクト数	年間予定排出権量 (CO2eトン)
国連承認済	5プロジェクト	183,836
国連申請中	3プロジェクト	293,400
有効審査中	21プロジェクト	3,626,919
合計	29プロジェクト	4,104,155

（注）開発中プロジェクトは含まれておりません。

2. キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末より211,851千円減少し、40,724千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は、233,745千円（前年同期比96,108千円増）となりました。これは主に、税引前当期純損失132,184千円及びC D Mプロジェクト開発に係る開発費（仕掛品）の支払104,815千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、641千円（前年同期比535千円減）となりました。これは主に、短期貸付けによる支出15,683千円及び短期貸付金の回収による収入15,265千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は、13,925千円（前年同期比11,305千円増）となりました。これは主に、株式の発行による収入9,925千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社は生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

（2）仕入実績

第5期事業年度における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第5期事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
排出権事業	89,843	121.6
合計	89,843	121.6

- （注） 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（3）受注状況

当社は受注活動を行っていないため、受注残高はありません。

（4）販売実績

第5期事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第5期事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
排出権事業	114,363	114.7
合計	114,363	114.7

- （注） 1 上記の金額には、消費税等は含まれております。
2 第5期事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第4期事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)		第5期事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
オリックス株式会社	22,242	41.7	50,402	44.1
CF Partner LLP London	31,030	58.3	47,728	41.7
株式会社三井住友銀行			16,233	14.2

(注) 上記の金額のうち、第4期事業年度は消費税等が含まれておらず、第5期事業年度は消費税等が含まれております。

3 【対処すべき課題】

当事業年度における世界経済、日本経済、及び当社の事業環境は厳しい状況でありました。このような厳しい状況の中、当社は、以下の項目を課題として対処して参ります。

(1) 進捗中の仕掛プロジェクトの管理について

CERを含む排出権に係る最大の市場は欧州市場であります。平成25年1月1日以降に国連により承認される新規CDMプロジェクト(以下「新規CDMプロジェクト」という。)に関しては、欧州市場において厳格な規制が実施される予定です。

平成25年以降、欧州市場において「欧州適格CER」として認定される新規CDMプロジェクトは、一人当たりの年間国民総所得の3年平均値が750米ドル以下の経済的に脆弱な発展途上国(以下「後発途上国」という。)を起源とする新規プロジェクトに限定されます。東南アジアにおいては、ラオス、カンボジア等が、後発途上国に該当します。欧州市場におきましては、後発途上国を除くその他発展途上国及び新興国を起源とする新規CDMプロジェクト(インド、中国、ブラジル、ベトナム、タイ等)は欧州市場においては「欧州不適格CER」のプロジェクトに認定されます。

当社のプロジェクトはすべて中国において実施しているため、当社のプロジェクトが欧州市場において「欧州適格CER」に認定されるためには、当社の実施中のプロジェクトにつきましては、平成24年12月末までに国連承認を取得する必要があります。

実施中の仕掛プロジェクトに関しては、当社としては、効果的なプロジェクト管理を行い、DOE、発展途上国におけるプロジェクト事業主体企業、CDMコンサルティング会社との緊密な連携を達成し、迅速、効率的にプロジェクトを実施し平成24年12月末までに国連承認を取得し、当社のCDMプロジェクトに関しましては欧州市場における「欧州適格CER」に商品開発を行います。

(2) 当社におけるCERの商品化戦略。

第二部企業情報 第1企業の概況 3事業の内容 1. 当事業の概要にて記載したとおり、欧州排出権市場においてはCDMプロジェクトの種類により欧主市場において流通適格な「欧州適格CER」と欧州市場において流通不適格な「欧州不適格CER」に区分されております。なお、当社は大型水力発電プロジェクトを中国において実施しております。欧州市場におきましては、これら大型水力発電プロジェクトを起源とするCERは原則「欧州不適格CER」と認定されております。ただし、世界ダム委員会(以下「WCD」(“World Commission on Dam”)という。)のコンプライアンス基準に沿った欧州政府による環境基準を満足させることを条件に、大型水力発電プロジェクトを起源とするCERについては「欧州適格CER」としての認定を取得することができます。当社の大型水力発電プロジェクトに関しては、WCD基準に沿った監査報告書を作成しプロジェクト建設による環境破壊や地域住民の大規模な移民が発生していない事を証明し、欧州における環境基準を満足させ、欧州市場における「欧州適格CER」に当社商品を開発してまいります。

(3) CER発行戦略(CER生産戦略)

当社は定期的にモニタリング報告書を準備し、プロジェクトに起因する温室効果ガス削減量を計算します。当社は信頼できるDOEを指名し、当社が指名したDOEがモニタリング報告書を検証し、検証結果に従いDOEは排出量認証報告書を作成し温室効果ガス削減数量を認証し決定します。

国連は排出量認証報告書に従い当社にそのCERの発行を行います。DOEの選択がCER発行作業の品質と、安定的なCERの発行に影響を与えます。

当社は安定的なCERの発行とその安定供給を達成するため、約束された期間内にてCERの発行を達成できる信頼性の高いDOEを選択し、信頼性の高いDOEとの長期的かつ柔軟な業務関係を構築いたします。

（４）京都議定書第二拘束期間（平成25年以降の次期国際的枠組）における排出権の取得について

平成25年以降の京都議定書の延長が不透明であり、平成25年以後の温室効果ガス削減に係る次期国際的枠組の崩壊リスクを回避する措置として、平成25年以降に発生する排出権に関し当社は概ねすべてのプロジェクトにおいて「CERを買う義務」を負っておりませんが、当社は各CDMプロジェクトの契約において、平成25年以降も「CERを買う権利」（以下「コール・オプション」という。）を有しており、そのコール・オプションの行使期限は、平成24年12月31日となっております。

ただし、欧州連合は欧州排出権取引制度を平成25年以降も存続させる旨合意しており、当社は、欧州排出権取引制度と排出権市場動向を慎重に注視し、かつ発展途上国におけるプロジェクト事業主体企業と交渉を行い、平成24年12月31日までに「コール・オプション」を行使いたします。これにより、平成25年度以降のCER生産体制を確保いたします。

（５）後発途上国における新規プロジェクト発掘について

平成25年以降、欧州排出権市場において「欧州適格CER」に認定される新規プロジェクトは、後発途上国を起源とするプロジェクトに限定されます。欧州市場の需要に対応し、当社はカンボジア、ラオス等、後発途上国に該当する東南アジア諸国の新規プロジェクトの発掘を行います。

（６）欧州域外の排出権市場について

平成25年以降の排出権市場の特徴として、欧州市場における「欧州適格CER」と「欧州不適格CER」に区別され、区分された価格で取引される排出権市場が成立することも想定されますが、この場合には、欧州以外の京都議定書締約国は、必要であれば後者のCERを割安な価格で取得する事もあると想定されます。

また、今後、欧州域外において「欧州不適格CER」が「低価格のCER」として取引され、欧州域外の新しい排出権市場が誕生する可能性もあります。これら新市場の需要に対応した新規プロジェクト（発展途上国及び新興国；中国、ベトナム、タイ、インドネシア等）を発掘いたします。

（７）プロジェクトの開発業務の内製化

当社は発展途上国にてCDMプロジェクトを開発しております。開発におけるPDDの作成については、外部のコンサルティング会社に作業を外注しております。プロジェクト開発業務の品質と効率を向上させることを目的に中国においてPDDの開発と作成を専門とするチームを発足させるための準備を行います。

（８）排出権の販売戦略

当社がターゲットとする主要な顧客は、欧州排出権取引制度において温室効果ガス削減の義務を負う主要な欧州企業（電力、鉄鋼、石油等）であります。

欧州における排出権売買の取引慣行では、取引相手企業との相対取引をベースに排出権の受渡し日における排出権先物取引所の相場を指標にした変動価格で取引を行います。当社の業績は、排出権先物市場相場の変動に影響を受けるため、排出権先物相場の価格変動リスクを回避する目的で特定の顧客との長期固定価格を条件にする排出権の売却予約契約を目的とする販売戦略の準備を行います。

４【事業等のリスク】

有価証券届出書記載の提出会社の事業の状況、経理の状況、事業の内容に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中に記載した将来発生し得る事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

１．為替変動による収益への影響

当社事業において、排出権の購入は欧州ユーロ建、排出権の販売も欧州ユーロ建、プロジェクトの開発コストも概ね欧州ユーロ建にて決済されております。従って当社事業においては、欧州ユーロにより表示されたユーロ建て売上総利益は概ね固定されておりますが、日本円に換算される売上総利益は、ユーロ/円の為替レートの変動率に概ね連動して変動します。

２．気候変動枠組条約及び京都議定書に係る合意・制度の変更による収益への影響

当社の事業は、温室効果ガス削減を目的とする気候変動枠組条約、京都議定書、京都メカニズム、マラケシュ合意書の上に構築されております。これらの国際的枠組、国際的合意内容、国際的な運用ルールに変更が将来発生する場合、これらの変更は当社の業績に影響を与えます。温室効果ガス削減を目的とする国際的な枠組が将来崩壊する場合、当社事業は価値を失う事になります。

3. 排出権市場における排出権価格の影響

先進国における主要な排出権市場は欧州の排出権取引市場であります。欧州市場における排出権の取引は、概ね、買主と売主による「相対」の取引が主流であり、その取引価格は、欧州の排出権先物相場の指標に連動した売買価格を基本に取引が執行されております。一方、当社は概ね中国政府の定めた排出権の最低価格近辺における固定価格で排出権を取得しております。当社は発展途上国より排出権を固定価格にて調達し、先進国市場において市場連動価格で販売しますので、当社の業績は排出権先物相場の変動に影響を受けております。

4. プロジェクトの稼働状況による影響

当社の開発したCDMプロジェクトにおいてCER生産数量の98%は、水力発電プロジェクトを起源とするCERであります。

水力発電プロジェクトによる温室効果ガス削減数量は、水力発電プロジェクトにおける発電量の実績に連動しており、水力発電プロジェクトにおける発電量はプロジェクトの所在地における降水量に影響を受けております。

具体的には、降水量が少ない場合は発電量も少なく温室効果ガス削減数量も少なく、その結果、CERの発行数量も減少いたします。一方、過剰な降水量により洪水災害等が発生する場合にも、洪水による流木は発電所の稼働率に影響を与え、CERの発行数量も減少します。

そのため、プロジェクトの所在地にて降水量が少なく発電量が減少する場合や洪水災害による土砂崩れ等により発電設備が被災し、プロジェクトの稼働が停止し復旧に時間を要し発電量が少なくなる場合は、当社の業績に影響を与える事があります。

5. クレジット期間についての影響

プロジェクトが国連に承認され、CDMとして登録され、且つプロジェクトが稼働始めた後、国連はプロジェクトに対しCERを発行いたします。CER発行に係る規則として、国連はプロジェクトに対しCERが有効に発行される期間をクレジット期間として定めております。なお、プロジェクトを国連に登録する際クレジット期間も同様に登録されており、国連は登録されたクレジット期間における温室効果ガス削減量に対応したCERを発行する事になっております。具体的には、クレジット期間は7年及び10年と国連により定められておりますが、7年のクレジット期間を選択した場合、クレジット期間満了後に再度プロジェクトの国連登録を行い、新規のクレジット期間（以下「更改クレジット期間」という。）の取得も可能であります。ただし、10年のクレジット期間を選択した場合は、クレジット期間の更改はありません。当社の水力発電プロジェクトの場合、そのクレジット期間は7年間を選択しておりますが、更改クレジット期間取得の確度にはその保証がありません。そのため、当社プロジェクトのクレジット期間が更改できない場合は、当社の業績に影響を与える事があります。

6. 大型水力発電プロジェクトについての影響

第二部企業情報 第1企業の概況 3事業の内容 1. 当社事業の概要にて記載したとおり、欧州排出権市場においてはCDMプロジェクトの種類により欧主市場において流通適格な「欧州適格CER」と欧州市場において流通不適格な「欧州不適格CER」に区分されております。欧州排出権市場の規則では、大型水力発電プロジェクトを起源とするCERは原則「欧州不適格CER」と認定されております。ただし、世界ダム委員会（以下「WCD」（“World Commission on Dam”）という。）のコンプライアンス基準に沿った欧州政府による環境基準を満足させることを条件に、大型水力発電プロジェクトを起源とするCERについては「欧州適格CER」としての認定（以下「WCDコンプライアンス認定基準」という。）を取得することができます。将来、欧州排出権取引市場において、「WCDコンプライアンス認定基準」が変更あるいは廃止される場合、当社の実施する大型水力発電プロジェクトを起源とするCERは「欧州不適格CER」となる可能性があります。「WCDコンプライアンス認定基準」の変更あるいは廃止される場合、当社の業績に影響を与える事があります。

7. 排出権の取引所が閉鎖される場合の影響

先進国における排出権市場では、買い手と売り手が「相対」取引において売買を行う事が主流であります。その売買価格は欧州の排出権取引所における排出権先物相場を指標に決定されております。取引所が閉鎖された場合、排出権の売買取引の執行に支障が起り取引が混乱する可能性があり、当社の業績にも影響を与える事があります。

8. 国別登録簿及びそれに接続する排出権の国際取引ログ（ITL）が機能しない場合の影響

京都議定書締約国は、自国の温室効果ガス削減量の目的を達成するため京都メカニズムを活用する事ができ、それに伴い国際間の排出権取引が開始されております。

京都議定書締約国は排出権（CO2eトンとしてのクレジット）の移動が行われた際、その結果を電子的に記録・保管する事が定められており、京都議定書締約国はその記録を行うITシステムである国別登録簿システムを構築しております。

国別登録簿システムでは、京都メカニズムによる温室効果ガス削減数量をクレジットとして、発行、移転、取得、取消、償却を行い、政府や企業はこのシステム上に口座を開設し、クレジットの保有、他の口座への移転を行います。国をまたぐクレジット移転の場合は、国連が設置・管理する国際取引ログ（ITL）を介して処理されております。

すべての国別登録簿はITLに接続されており、国際間のクレジット移転はITLを経由して決済されております。国別登録簿及びITLのシステムがダウンした場合、排出権の移転ができず排出権取引が機能しません。このような事態が発生した場合、当社の業績にも影響を与える事があります。

9. 開発中及び新規プロジェクトの影響

当社は温室効果ガス削減を目的とするプロジェクトを中国において開発中であります。また、新規のプロジェクトを東南アジア等の発展途上国で発掘し開発する方針です。これらCDMプロジェクトの開発に係る開発コストが発生しますが、すべてのCDMプロジェクトが確実に国連に承認され、確実にプロジェクトが稼働し、確実にプロジェクトよりCERが発行される保証はありません。

10. プロジェクトを実施する発展途上国における政府方針、政策、法制度の変更による影響

当社は温室効果ガス削減を目的とするプロジェクトを中国において実施中であります。中国における政府の方針、政策、法制度の変更は当社が実施するプロジェクトに重要な影響を与えます。具体例として、中国政府が、中国におけるプロジェクトを起源とする排出権の先進国への販売(輸出)を禁止及び制限する場合、重大な影響が当社業績に発生いたします。

11. 当社事業体制に関する影響

(1) 社歴の浅い事に係る影響

当社は平成18年6月に設立された会社であるため、社歴が浅く当社の期間業績比較を行うための十分な財務数値を得る事ができません。当社の過年度の営業成績は、今後の当社の売上高、利益等の成長率を判断する材料としては慎重に検討される必要があります。

(2) 特定人物への依存についての影響

当社においては、代表取締役社長である青木康次は、当社の事業に係る発展途上国における人脈等を有し、当社の経営方針、事業戦略を決定しております。当社においては既に、取締役会及び経営会議、役員、幹部社員との情報の共有と権限の委譲が進められ、同氏に依存しない経営体制を確立しておりますが、何らかの理由により同氏が突然、業務執行の継続が困難となる事態が生じた場合には、一時的に当社の事業展開及びその業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 小規模組織である事に係る影響

当社は平成23年7月22日現在、取締役5名、監査役3名、従業員4名と小規模な組織であります。また社歴が浅く成長途上であるため、当社の成長のためには特に管理部門、業務部門における優秀な人材の確保や内部管理体制の一層の充実が必要であります。当社では既存従業員の育成や採用活動による人員増強を適時行いますが、人材が適時かつ十分に確保できない場合には、内部管理体制や業務執行体制において、必要な人的・組織的対応が困難となる可能性があります。また小規模な組織であるため、業務を特定の個人に依存している場合があります。今後更なる業務の定形化、代替人員の確保、権限の分散化などを進める予定ですが、特定の役職員の社外流失などにより、一時的に当社の業務運営に支障をきたすおそれがあります。このような場合には、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

12. 税務上の繰越欠損金について

当社は、税務上の繰越欠損金が生じていることから、法人税等の税負担が軽減されております。平成22年12月末時点の当該繰越欠損金は341百万円ですが、将来において当該繰越欠損金が解消された場合には、通常の税率に基づく法人税等が発生することとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、繰越欠損金について、繰延税金資産を計上するに当たっては、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づくこととなりますが、実際の結果がこの予測・仮定と異なる可能性があります。その場合には、繰延税金資産の計上額の見直しが必要となり、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

13. 配当政策について

当社は、第2期以降にて当期純損失を計上していること、また今後の事業展開と事業拡大に備えた内部留保の充実に努める観点から現状では配当を実施しておりません。

当社は、仕掛中のプロジェクトへの投資と持続的な成長に備えた資金の確保を優先する方針であります。株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、経営成績及び財政状態を勘案しながら配当を実現すべく検討してまいります。

14. ストック・オプションの行使など、株式の希薄化に係る影響

当社はストック・オプションの割当を行っており、それらの行使による1株当たりの株式価値の希薄化により将来の株価形成に影響を与える可能性があります。

15. 大規模な第三者割当に係る影響

本第三者割当により発行する予定の新株式1,850株（議決権の数は1,850個）に、本書提出日前6カ月以内に行われた第三者割当（平成23年2月、7,130個、同年3月、300個、同年4月、700個、同年5月、3,119個、同年6月、3,750個、同年7月、1,000個）により割り当てられた株式に係る議決権の数（当社普通株式15,999株に係る議決権15,999個、以下「加算議決権数」という。）を加えた数を、本届出書提出日現在の当社の総株主の議決権数（84,110個）から加算議決権数15,999個控除した数（68,111個）で除した割合は、26.21%となります。本第三者割当による新株式の発行は、25%を超える株主価値の希薄化を引き起こし既存株主への不利益が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用に影響を及ぼすような仮定や見積りを必要とします。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、仮定あるいは条件の変化により実際の結果と異なる可能性があります。当社の財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性がある重要な会計方針の適用における見積りには以下のようなものが考えられます。

当社が開発するCDMプロジェクトにおいてその開発に要した外注費等のコストを費用計上せず、棚卸資産の仕掛品の勘定に計上しております。具体的には、CDMプロジェクトの開発に要する費用として、PDD作成費用、DOEによる有効審査費用、プロジェクトを国連に申請する場合のプロジェクト登録費用がこれに該当します。

仕掛品に計上された開発費用は、各プロジェクトからCERが発行されその売上が認識される場合、CERの発生に該当する期間に按分した合理的な基準で売上原価に振替えられます。

進捗中のCDMプロジェクトに係る仕掛品に計上されたCDMプロジェクトの開発費用に関しては、随時経営会議においてプロジェクトの進捗と将来性の検討を行い、国連へのプロジェクトの承認達成が困難と判断される場合は、該当するプロジェクトに係る仕掛品に計上された費用を全額売上原価に振り替えております。

CDMプロジェクトの国連承認取得後、国連に対しCER発行を申請する際、CERの発行に要したコストは費用計上せず棚卸資産の仕掛品の勘定に計上しております。具体的には、CERの発行に要する費用としてDOEによる排出量認証報告書の作成費用、国連における排出権の発行費用がこれに該当します。CERが発行され売上が認識される場合、該当する仕掛品は売上原価に振替えられます。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ111,875千円減少し、218,476千円となりました。これは主に「現金及び預金」の減少（前年同期比211,851千円減）、「仕掛品」の増加（前年同期比104,815千円増）等によるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産につきましては、前事業年度末に比べ6,410千円減少し、9,084千円となりました。これは主に「外国為替証拠金」の解約（前年同期比5,881千円減）によるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ4,209千円増加し、8,151千円となりました。これは主に子会社からの借入金（前年同期比4,000千円増）等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ122,493千円減少し、219,409千円となりました。これは主に「利益剰余金」の減少（前年同期比132,493千円減）等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高につきましては、前事業年度に比べ61,091千円増加し、114,363千円となりました。これは、排出権販売による売上114,363千円であります。

(売上原価)

当事業年度における売上原価につきましては、前事業年度に比べ56,570千円増加し、97,117千円となりました。これは、排出権仕入89,843千円及びCDMプロジェクトの評価損7,273千円であります。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当事業年度における販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度に比べ38,473千円増加し、135,531千円となりました。これは主に事業規模拡大に伴う人件費77,189千円の発生によるものであります。この結果、営業損失は、118,284千円となりました。

(営業外損益及び経常損益)

当事業年度における営業外費用につきましては、前事業年度に比べ12,471千円増加し、14,247千円となりました。これは主に為替差損14,138千円によるものであります。この結果、経常損失は132,184千円となりました。

(特別利益、特別損失及び当期純損益)

当事業年度における、特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。この結果、当事業年度は、132,493千円の当期純損失となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末より211,851千円減少し、40,724千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は、233,745千円(前年同期比96,108千円増)となりました。これは主に、税引前当期純損失132,184千円を計上したこと及びCDMプロジェクト開発に係る開発費(仕掛品)の支払104,815千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、641千円(前年同期比535千円減)となりました。これは主に、短期貸付けによる支出15,683千円及び短期貸付金の回収による収入15,265千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、13,925千円(前年同期比11,305千円増)となりました。これは主に、株式の発行による収入9,925千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000
計	350,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	84,110	非上場	譲渡による当社株式の全部又は一部の取得については当社取締役会の事前承認を得る旨を定款に定めております。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	84,110		

(注) 第5期事業年度(平成22年12月期)末日後、株主割当増資(9,391株)及び第三者割当増資(15,999株)により、発行済株式数が増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成19年3月2日臨時株主総会決議(平成19年4月2日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,500(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日～ 平成29年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数の数は、退職により権利を喪失した者の個数及び株数は除外しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株数は2株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。なお、当社が株式分割及び時価(ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とします。)を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは、(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な

範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割・新規発行前の価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整するものとします。

4. 平成20年6月30日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。
5. 新株予約権の行使の条件
対象者が当社及び資本関係等関連会社の取締役及び従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できないものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

第2回新株予約権 平成19年3月2日臨時株主総会決議（平成19年10月9日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	750(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500(注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月1日～ 平成29年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数の数は、退職により権利を喪失した者の個数及び株数は除外しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株数は2株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。
なお、当社が株式分割及び時価（ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。）を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは、（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割・新規発行前の価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整するものと

します。

4. 平成20年6月30日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。
5. 新株予約権の行使の条件
対象者が当社及び資本関係等関連会社の取締役及び従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない、ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

第3回新株予約権 平成20年11月28日臨時株主総会決議（平成20年11月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,400(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,400(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000(注2、3)	13,495(注2、3)
新株予約権の行使期間	平成20年11月29日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000(注3) 資本組入額 7,500	発行価格 13,495(注3) 資本組入額 6,748
新株予約権の行使の条件	-	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株数は1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。
なお、当社が株式分割及び時価（ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。）を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは、（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3. 決算日後、時価（調整前行使価額）を下回る価額で新株を発行したため、提出日の前月末現在の「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の金額を記載しています。
4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る、吸収分割、新規分割、株式交換及び株式移転（以下「組織編成行為」という）をする場合には、組織編成行為の効力発生行為の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条1項八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象者の普通株式とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権割当契約第2条5項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とします。

交付される新株予約権の行使期間

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」第2条6項に定める本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条1項八号のイからホ（1）の行為の効力発生日の日のいずれか遅い日から、第2条6項に定める本新株予約権の行使期間満了日までとします。

交付する新株予約権の取得

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」第2条7項に準じて決定します。

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得るものとします。

当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとします。

第4回新株予約権 平成21年1月9日臨時株主総会決議(平成21年1月9日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	900(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000(注2、3)	13,495(注2、3)
新株予約権の行使期間	平成21年1月10日～ 平成23年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000(注3) 資本組入額 7,500	発行価格 13,495(注3) 資本組入額 6,748
新株予約権の行使の条件	-	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。なお、当社が株式分割及び時価(ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。)を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは、(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3. 決算日後、時価(調整前行使価額)を下回る価額で新株を発行したため、提出日の前月末現在の「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の金額を記載しています。
4. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る、吸収分割、新規分割、株式交換及び株式移転(以下「組織編成行為」という)をする場合には、組織編成行為の効力発生行為の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象者の普通株式とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権割当契約第2条5項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とします。

交付される新株予約権の行使期間

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」第2条6項に定める本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条1項八号のイからホ(1)の行為の効力発生日の日のいずれか遅い日から、第2条6項に定める本新株予約権の行使期間満了日までとします。

交付する新株予約権の取得

当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」第2条7項に準じて決定します。

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得るものとします。

当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとします。

第5回新株予約権 平成21年3月27日臨時株主総会決議（平成21年5月8日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	500(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000(注2、3)	13,495(注2、3)
新株予約権の行使期間	平成21年5月9日～ 平成31年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000(注3) 資本組入額 7,500	発行価格 13,495(注3) 資本組入額 6,748
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。

なお、当社が株式分割及び時価(ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。)を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは、(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3. 決算日後、時価(調整前行使価額)を下回る価額で新株を発行したため、提出日の前月末現在の「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の金額を記載しています。

4. 新株予約権の行使の条件

対象者が当社の従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。ただし、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年7月22日現在

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年6月15日 (注1)	100	100	1,000	1,000	-	-
平成18年9月1日 (注2)	1,300	1,400	6,500	7,500	6,500	6,500
平成19年3月31日 (注3)	2,100	3,500	10,500	18,000	10,500	17,000
平成19年4月30日 (注4)	1,200	4,700	6,000	24,000	6,000	23,000
平成19年5月31日 (注5)	1,500	6,200	7,500	31,500	7,500	30,500
平成19年10月31日 (注6)	900	7,100	4,500	36,000	4,500	35,000
平成19年12月20日 (注7)	500	7,600	2,500	38,500	2,500	37,500
平成20年2月29日 (注8)	400	8,000	2,000	40,500	2,000	39,500
平成20年3月28日 (注9)	2,000	10,000	10,000	50,500	10,000	49,500
平成20年6月4日 (注10)	300	10,300	1,500	52,000	1,500	51,000
平成20年6月4日 (注11)	1,700	12,000	8,500	60,500	8,500	59,500
平成20年6月13日 (注12)	3,300	15,300	16,500	77,000	16,500	76,000
平成20年6月30日 (注13)	15,300	30,600	-	77,000	-	76,000
平成20年8月29日 (注14)	2,000	32,600	15,000	92,000	15,000	91,000
平成20年9月30日 (注15)	13,453	46,053	100,898	192,898	100,898	191,898
平成20年10月17日 (注16)	6,667	52,720	50,003	242,900	50,003	241,900
平成20年11月18日 (注17)	5,000	57,720	37,500	280,400	37,500	279,400
平成21年7月22日 (注18)	400	58,120	1,000	281,400	1,000	280,400
平成21年9月24日 (注19)	200	58,320	500	281,900	500	280,900
平成22年6月30日 (注20)	400	58,720	5,000	286,900	5,000	285,900

平成23年1月19日 (注21)	9,391	68,111	46,955	333,855	46,955	332,855
平成23年2月28日 (注22)	7,130	75,241	35,650	369,505	35,650	368,505
平成23年3月31日 (注23)	300	75,541	1,500	371,005	1,500	370,005
平成23年4月28日 (注24)	700	76,241	3,500	374,505	3,500	373,505
平成23年5月31日 (注25)	3,119	79,360	15,595	390,100	15,595	389,100
平成23年6月10日 (注26)	2,900	82,260	14,500	404,600	14,500	403,600
平成23年6月30日 (注27)	850	83,110	4,250	408,850	4,250	407,850
平成23年7月8日 (注28)	1,000	84,110	5,000	413,850	5,000	412,850

(注1) 会社設立

(注2) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 8名

(注3) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 7名

(注4) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 3名

(注5) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 3名

(注6) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 5名

(注7) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 1名

(注8) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 1名

(注9) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 1名

(注10) 新株予約権行使、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円

(注11) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 2名

(注12) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 2名

(注13) 普通株式1株を普通株式2株に株式分割しております。

(注14) 有償第三者割当、発行価格15,000円、資本組入額 7,500円 割当先 個人 1名

(注15) 有償第三者割当、発行価格15,000円、資本組入額 7,500円 割当先 ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合、サンエイト・K投資事業組合、個人2名

(注16) 有償第三者割当、発行価格15,000円、資本組入額 7,500円 割当先 オリックス株式会社、投資事業組合オリックス11号

(注17) 有償第三者割当、発行価格15,000円、資本組入額 7,500円 割当先 東京NVCC投資事業有限責任組合

(注18) 新株予約権行使、発行価格 5,000円、資本組入額 2,500円

(注19) 新株予約権行使、発行価格 5,000円、資本組入額 2,500円

(注20) 有償第三者割当、発行価格25,000円、資本組入額12,500円 割当先 個人 2名

(注21) 有償株主割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合、エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合、同志社ベンチャー1号投資事業有限責任組合、東京NVCC投資事業有限責任組合、個人13名

(注22) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 東京NVCC投資事業有限責任組合、エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合、同志社ベンチャー1号投資事業有限責任組合、株式会社EMKM、株式会社バリュークリエイト、個人6名

(注23) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 2名

(注24) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 1名

(注25) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 サンエイト・S2投資事業組合、個人2名

(注26) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 株式会社ビジネスアドバイザーズ、個人4名

(注27) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 6名

(注28) 有償第三者割当、発行価格10,000円、資本組入額 5,000円 割当先 個人 1名

(5)【所有者別状況】

平成23年7月8日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)			10	5		5	38	58	
所有株式数(株)			34,940	8,933		1,004	39,233	84,110	
所有株式数の割合(%)			42.54	10.62		1.19	46.64	100.00	

(6)【大株主の状況】

平成23年7月8日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(数)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京NVC投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂七丁目1番16号	9,500	11.29
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	6,600	7.85
柳生 直人	東京都杉並区	5,610	6.67
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	5,333	6.34
三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	5,032	5.98
松村 博吉	東京都港区	4,680	5.56
中根 俊彦	千葉県千葉市美浜区	3,520	4.19
サンエイト・K投資事業組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	3,400	4.04
エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂七丁目1番16号	2,800	3.34
勝方 正英	東京都港区	2,265	2.69
立石 知雄	京都市上京区	2,265	2.69
合計		51,005	60.64

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年7月8日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			

完全議決権株式(その他)	普通株式 84,110	84,110	譲渡による当社株式の全部又は一部の取得については当社取締役会の事前承認を得る旨を定款に定めております。なお、単元株制度は採用しておりません。
単元未満株式			
発行済株式総数	84,110		
総株主の議決権		84,110	

【自己株式等】

平成23年7月8日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
計					

（８）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき発行した新株予約権を発行する方法であります。

制度の内容は次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成19年4月2日取締役会決議）

決議年月日	平成19年4月2日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名（注）1 当社監査役（非常勤） 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 第1回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 提出日現在におきましては、付与対象者は権利の行使及び退職により3名に減少しております。

第2回新株予約権（平成19年10月9日取締役会決議）

決議年月日	平成19年10月9日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名（注）1 外部の第三者 4名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 第2回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 提出日現在におきましては、対象者は権利の退職等により2名に減少しております。

2. 提出日現在におきましては、対象者は権利の行使により1名に減少しております。

第3回新株予約権（平成20年11月28日取締役会決議）

決議年月日	平成20年11月28日
付与対象者の区分及び人数	外部の第三者 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 第3回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況 第3回新株予約権（注）4」を参照

第4回新株予約権（平成21年1月9日取締役会決議）

決議年月日	平成21年1月9日
付与対象者の区分及び人数	外部の第三者 5社
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 第4回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上

新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 第4回新株予約権(注)4」を参照

第5回新株予約権(平成21年5月8日取締役会決議)

決議年月日	平成21年5月8日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、今後の事業展開と事業拡大に備えた内部留保の充実に努める観点から現状では配当を実施しておりません。また配当は、期末配当の年1回を基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

しかしながら、第5事業年度においても当期純損失を計上する結果となったため、前事業年度に引き続き無配とさせていただきます。

また、次期事業年度におきましても、仕掛中のプロジェクトへの投資と持続的な成長のため、内部留保を優先させていただく方針であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		青木康次	昭和29年 5月10日生	平成13年1月 平成19年3月	日本ヒューレット・パッカ ード株式会社ITアウトソー シング事業本部長就任 当社入社、代表取締役社 長就任（現任）	(注)3	1,800
代表取締役副社長	最高財務責任者	柳生直人	昭和30年 2月13日生	平成7年1月 平成18年6月 平成21年4月	ソシエテジェネラル証券 会社・日本株式営業本部長 就任 当社設立、取締役就任 当社代表取締役副社長就 任（現任）	(注)3	5,610
取締役	事業統括本部長	安岡克己	昭和40年 9月22日生	平成元年4月 平成17年11月 平成20年6月	横河ヒューレット・パッカ ード株式会社（現 日本ヒ ューレット・パッカード株 式会社）入社 EMCジャパン株式会社グ ローバル・ファイナンス サービス・ディレクター 就任 当社入社、取締役兼事業 統括本部長就任（現任）	(注)3	2,200
取締役	ポートフォリオ管理部長	呉雪松	昭和45年 12月8日生	平成17年4月 平成22年3月 平成23年3月	アンリツ中国支社 通信 オペレータ営業部長就 任 当社入社、プロジェクト 管理課長就任 取締役兼ポートフォリオ 管理部長就任（現任）	(注)4	453
取締役	-	松村博吉	昭和25年 12月10日生	平成6年6月 平成13年11月 平成17年8月 平成18年6月	立花証券株式会社 取締 役 調査企画本部長就 任 ユキマネージメントア ンドリサーチ代表取締 役就任 株式会社ライズアセッ トマネージメント代表 取締役就任（現任） 当社設立、取締役就 任（現任）	(注)3	4,680
常勤監査役	-	山口正義	昭和18年 6月8日生	平成10年1月 平成20年6月	日本ヒューレット・パ ッカード株式会社常勤 監査役就任 当社入社、監査役就 任（現任）	(注)5	200
非常勤監査役	-	石橋省三	昭和24年 7月5日生	平成15年10月 平成17年6月 平成19年2月	財団法人石橋湛山記念 財団理事長就任（現 任） 高木証券株式会社監 査役就任（現任） 当社監査役就任（現 任）	(注)5	1,100
非常勤監査役	-	鈴木逸郎	昭和22年 9月17日生	昭和47年4月 昭和59年10月 平成23年3月	監査法人中央会計事 務所入所 鈴木公認会計士・税 理士事務所設立、所 長就任 当社監査役就任（現 任）	(注)6	100
計							16,143

- (注) 1. 取締役 松村博吉は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山口正義、石橋省三及び鈴木逸郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は平成21年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役呉雪松の任期は、平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役山口正義及び石橋省三の任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 監査役 鈴木逸郎の任期は平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境の中で、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため必要な見直しを行ってゆく方針であります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(ア) 会社機関の基本説明

平成23年7月22日現在、取締役会は5名の取締役（うち社外取締役は1名）で構成され、原則月1回の定例取締役会を開催し重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。

平成23年7月22日現在、監査役会は2名の監査役（常勤1名、非常勤1名）で構成され、監査役は取締役会、経営会議のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。また、監査法人及び内部監査室と密接な連携を図ることにより監査機能を強化しております。

なお、当社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会に付議する課題、その他重要な経営課題の協議の場として、取締役、幹部社員、監査役により構成する経営会議を原則月1回開催しております。より透明性の高い場所で協議し、広く情報を共有し、会社方針を全社に徹底し、リスクを未然に防止することを目的としております。

当社は社員（役員も含む。）の法令遵守と企業倫理の実践を目的に、コンプライアンス委員会を年2回定期的に開催しております。社長が議長を務め、副社長、常勤監査役並びに管理統括部長が委員を務めております。事務局は、コンプライアンス統括室長が務め、委員会は次のことを審議しております。

コンプライアンス統括室長からコンプライアンス遵守違反の報告がある場合、対策を協議しております。

その結果、懲戒処分となった時は、総務・業務課長を招集し懲戒処分の内容を決議しております。

コンプライアンス統括室長から内部通報制度に基づく報告がある場合、対策を協議しております。

コンプライアンス研修プログラムに関する協議、決定を行っております。

なお、コンプライアンス統括室長は、社員のコンプライアンスへの関心の向上と正しい知識の付与を目的に定期的にコンプライアンス研修会を開催しております。また当社は、内部通規定を定め、社内におけるコンプライアンスの徹底を図っております。

給与委員会は年次の人事評価と給与・昇給を決定する時期に開催しております。ただし、必要ある場合は、臨時給与委員会を開催しております。給与委員会における審議事項は以下のとおりであります。

年次における人事評価に関する事項

年次における人員の移動・配属に関する事項

年次における給与・賞与・昇給・減給に関する事項

社員の懲戒に関する事項

当社における社員の人事考課、給与、賞与、懲戒等に係る事項を、より透明性の高い場所で協議し、恣意的な判断を未然に防止することを目的としております。

内部統制委員会は、定例内部統制委員会及び臨時内部統制委員会としております。定例内部統制委員会は原則、毎四半期一回開催しております。ただし必要ある場合は、臨時内部統制委員会を開催しております。

内部統制委員会における審議する事項は以下のとおりであります。

内部統制の整備に関する計画と整備状況に関する事項

内部統制に関する運用状況に関する事項

内部統制に関する評価に関する事項

その他内部統制に関する事項

内部統制委員会は内部統制に係る審議を行い、総合的に判断して重要な問題点、その他重要事項を社長に報告しております。内部統制委員会の報告に基づき社長は重要な問題点に該当するものについては取締役会、監査役会及び外部監査人に報告し、報告された重要な問題事項に関して社長は、関連部門に対しその改善計画書の策定を指示し改善活動を実施しております。内部統制委員会は改善活動の実施とその結果を評価しております。

内部監査室長（1名）が監査を計画的に実施しており、監査結果を社長、監査役に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果の報告に対し改善事項の指摘及び指導を行うとともに改善進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

監査役鈴木逸郎は、当社株式を保有しておりますが、当社との間に重要な取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

監査役 鈴木逸郎 普通株式 100株

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理とは企業の価値を維持・増大していく上で、事業に関連する様々なリスクを適切に管理することと捉え、各種事態の予防及び発生に対処するため、各部署内での連携を密にし、リスクになる可能性のある内容については、各部署責任者、取締役、又は取締役会において検討、承認しております。

また、リスク発生時には、各部署責任者を通して取締役及び代表取締役に連絡し、必要且つ適切な指示を受けた後に行動するとしております。

なお、当社は、個人情報漏洩についてのリスクを十分に認識しており、個人情報の保護を図るべく個人情報保護規定を定めており、各社員に対しては、個人情報保護規定の運用を徹底するとともに、パソコン及び電子メール利用細則、サーバ・ネットワーク運用細則を制定し情報アクセス権を制限するとともに、本リスクを適切に管理しております。

役員報酬の内容

役員報酬等の内容は以下のとおりであります。

役員報酬の内容	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
社内取締役の年間報酬総額	18,000千円	29,280千円
社外取締役の年間報酬総額	1,200千円	1,200千円
社外監査役の年間報酬総額	2,400千円	7,200千円
合計	21,600千円	37,680千円

取締役の員数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
8,500		14,500	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準として報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	2.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.5%

* 会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	252,575	40,724
仕掛品	49,695	154,510
前渡金	22,329	21,493
前払費用	2,571	1,090
デリバティブ債権	2,159	-
その他	1,018	657
流動資産合計	330,351	218,476
固定資産		
有形固定資産		
建物	265	265
減価償却累計額	262	264
建物(純額)	2	0
工具、器具及び備品	2,505	2,710
減価償却累計額	1,601	2,243
工具、器具及び備品(純額)	904	466
有形固定資産合計	907	466
無形固定資産		
ソフトウェア	323	235
無形固定資産合計	323	235
投資その他の資産		
関係会社株式	6,280	6,280
外国為替証拠金	5,881	-
その他	2,102	2,102
投資その他の資産合計	14,263	8,382
固定資産合計	15,494	9,084
資産合計	345,845	227,560

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	-	4,000
未払金	924	621
未払費用	985	1,592
未払法人税等	1,148	902
預り金	883	1,035
流動負債合計	3,942	8,151
負債合計	3,942	8,151
純資産の部		
株主資本		
資本金	281,900	286,900
資本剰余金		
資本準備金	280,900	285,900
資本剰余金合計	280,900	285,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	220,897	353,390
利益剰余金合計	220,897	353,390
株主資本合計	341,902	219,409
純資産合計	341,902	219,409
負債純資産合計	345,845	227,560

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
売上高	53,272	114,363
売上原価	40,547	97,117
売上総利益	12,725	17,246
販売費及び一般管理費	¹ 97,058	¹ 135,531
営業損失()	84,333	118,284
営業外収益		
受取利息	219	94
受取事務手数料	² 164	² 208
デリバティブ評価益	2,159	-
その他	32	43
営業外収益合計	2,575	347
営業外費用		
支払利息	-	34
株式交付費	380	74
為替差損	1,396	14,138
営業外費用合計	1,776	14,247
経常損失()	83,534	132,184
特別損失		
固定資産除却損	107	-
特別損失合計	107	-
税引前当期純損失()	83,641	132,184
法人税、住民税及び事業税	333	308
法人税等合計	333	308
当期純損失()	83,975	132,493

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	-	-	-	-
労務費		-	-	-	-
経費		48,533	100.0	112,088	100.0
当期総費用		48,533	100.0	112,088	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,161		49,695	
合計		49,695		161,784	
期末仕掛品たな卸高		49,695		154,510	
期首商品たな卸高		-		-	
当期商品仕入高		40,547		89,843	
期末商品たな卸高		-		-	
売上原価合計	3	40,547		97,117	

(脚注)

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)								
<p>1 原価計算の方法 プロジェクト別個別原価計算を採用しております。</p> <p>2 経費の主な内訳</p> <table> <tr> <td>CDM開発費用</td> <td>39,896 千円</td> </tr> <tr> <td>有効化審査費用</td> <td>8,052</td> </tr> </table> <p>CDM開発費用とは、CDMプロジェクトにおいて、その開発に係る外注費等の費用です。 有効化審査費用とは、国連により指定された審査機関によるCDMプロジェクトの信頼性を確保するために行う審査の費用です。</p> <p>-</p>	CDM開発費用	39,896 千円	有効化審査費用	8,052	<p>1 原価計算の方法 同左</p> <p>2 経費の主な内訳</p> <table> <tr> <td>CDM開発費用</td> <td>41,665 千円</td> </tr> <tr> <td>有効化審査費用</td> <td>63,617</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>3 CDMプロジェクトの評価損7,273千円が含まれております。</p>	CDM開発費用	41,665 千円	有効化審査費用	63,617
CDM開発費用	39,896 千円								
有効化審査費用	8,052								
CDM開発費用	41,665 千円								
有効化審査費用	63,617								

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	280,400	281,900
当期変動額		
新株の発行	1,500	5,000
当期変動額合計	1,500	5,000
当期末残高	281,900	286,900
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	279,400	280,900
当期変動額		
新株の発行	1,500	5,000
当期変動額合計	1,500	5,000
当期末残高	280,900	285,900
資本剰余金合計		
前期末残高	279,400	280,900
当期変動額		
新株の発行	1,500	5,000
当期変動額合計	1,500	5,000
当期末残高	280,900	285,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	136,921	220,897
当期変動額		
当期純損失()	83,975	132,493
当期変動額合計	83,975	132,493
当期末残高	220,897	353,390
利益剰余金合計		
前期末残高	136,921	220,897
当期変動額		
当期純損失()	83,975	132,493
当期変動額合計	83,975	132,493
当期末残高	220,897	353,390
株主資本合計		
前期末残高	422,878	341,902
当期変動額		
新株の発行	3,000	10,000
当期純損失()	83,975	132,493
当期変動額合計	80,975	122,493
当期末残高	341,902	219,409

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	422,878	341,902
当期変動額		
新株の発行	3,000	10,000
当期純損失()	83,975	132,493
当期変動額合計	80,975	122,493
当期末残高	341,902	219,409

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	83,641	132,184
減価償却費	1,111	733
為替差損益(は益)	142	6,013
デリバティブ評価損益(は益)	2,159	-
固定資産除却損	107	-
受取利息	219	94
支払利息	-	34
株式交付費	380	74
たな卸資産の増減額(は増加)	48,533	104,815
前渡金の増減額(は増加)	2,211	835
外国為替証拠金の増減額(は増加)	5,881	5,881
その他	803	2,263
小計	137,571	233,284
利息の受取額	219	94
法人税等の支払額	284	555
営業活動によるキャッシュ・フロー	137,637	233,745
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,176	204
関係会社株式の取得による支出	-	572
関係会社株式の売却による収入	-	554
短期貸付けによる支出	-	15,683
短期貸付金の回収による収入	-	15,265
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,176	641
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	4,000
株式の発行による収入	2,620	9,925
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,620	13,925
現金及び現金同等物に係る換算差額	142	8,609
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	136,051	211,851
現金及び現金同等物の期首残高	388,627	252,575
現金及び現金同等物の期末残高	252,575	40,724

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用 しております。	子会社株式及び関連会社株式 同左
2 デリバティブ等の評価基準 及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 時価法
3 たな卸資産の評価基準及び 評価方法	仕掛品 個別法による原価法（貸借対照 表価額については収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算 定）を採用しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より「棚卸資産の評 価に関する会計基準」（企業会計 基準第9号 平成18年7月5日）を 適用しております。 これによる損益に与える影響は ありません。	仕掛品 同左 -
4 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産 定率法を採用しております。なお、 主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 3年 工具、器具及び備品 3年～5年 （2）無形固定資産 定額法を採用しております。な お、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づいております。	（1）有形固定資産 同左 （2）無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用として処理し ております。	株式交付費 同左
6 外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の 直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理して おります。	同左
7 引当金の計上基準	（1）貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一 般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては、個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上して おります。 なお、当事業年度においては貸倒 実績がなく、貸倒懸念債権等特定 の債権もないため貸倒引当金は計 上していません。	（1）貸倒引当金 同左

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
8 キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 なお、当事業年度においては支給見込額がないため、賞与引当金は計上しておりません。 手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	(2) 賞与引当金 同左 同左
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)																										
<p>1 販売費及び一般管理の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>21,600千円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td>18,250千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>4,954千円</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>11,809千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>9,125千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>8,131千円</td></tr> </table> <p>販売費に属する費用のおおよその割合は20.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は79.8%であります。</p>	役員報酬	21,600千円	給料及び賞与	18,250千円	地代家賃	4,954千円	旅費及び交通費	11,809千円	業務委託費	9,125千円	支払報酬	8,131千円	<p>1 販売費及び一般管理の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>37,680千円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td>29,340千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>8,126千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>4,457千円</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>10,915千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>10,364千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>15,083千円</td></tr> </table> <p>販売費に属する費用のおおよその割合は16.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は83.6%であります。</p>	役員報酬	37,680千円	給料及び賞与	29,340千円	法定福利費	8,126千円	地代家賃	4,457千円	旅費及び交通費	10,915千円	業務委託費	10,364千円	支払報酬	15,083千円
役員報酬	21,600千円																										
給料及び賞与	18,250千円																										
地代家賃	4,954千円																										
旅費及び交通費	11,809千円																										
業務委託費	9,125千円																										
支払報酬	8,131千円																										
役員報酬	37,680千円																										
給料及び賞与	29,340千円																										
法定福利費	8,126千円																										
地代家賃	4,457千円																										
旅費及び交通費	10,915千円																										
業務委託費	10,364千円																										
支払報酬	15,083千円																										
<p>2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table> <tr><td>受取事務手数料</td><td>164千円</td></tr> </table>	受取事務手数料	164千円	<p>2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table> <tr><td>受取事務手数料</td><td>208千円</td></tr> </table>	受取事務手数料	208千円																						
受取事務手数料	164千円																										
受取事務手数料	208千円																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	57,720	600		58,320
合計	57,720	600		58,320

(変動事由の概要)

1. 当事業年度における発行済株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	58,320	400		58,720
合計	58,320	400		58,720

(変動事由の概要)

1. 当事業年度における発行済株式数の増加は、第三者割当増資によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	252,575 千円
現金及び現金同等物	252,575 千円

当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	40,724 千円
現金及び現金同等物	40,724 千円

(金融商品関係)

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避する目的に行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建て預金については、為替の変動リスクに晒されております。

関係会社短期借入金は、主に運転資金に必要な資金調達を目的としたものであります。クに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

リスクは限定的であります。当社は与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図る体制としております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、手元流動性についての早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	40,724	40,724	-
資産計	40,724	40,724	-
(1) 関係会社短期借入金	4,000	4,000	-
負債計	4,000	4,000	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	6,280

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避することを目的に、外国為替証拠金取引を行っております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避する目的で実施するものであり、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に対するリスクの内容 外国為替証拠金取引においては、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、管理統括部が代表取締役の承認を得て行っております。</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成21年12月31日現在)

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替証拠金取引 買建 ユーロ	53,280	-	2,159	2,159
合計		53,280	-	2,159	2,159

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価額等に基づき算定しております。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年 第1回 新株予約権	平成19年 第2回 新株予約権	平成20年 第3回 新株予約権
決議年月日	平成19年4月2日	平成19年10月9日	平成20年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名	当社取締役 4名 外部の第三者 4名	外部の第三者 1社
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,700(注1)	普通株式 1,300(注1)	普通株式 1,400(注1)
付与日	平成19年4月30日	平成19年10月31日	平成20年11月28日
権利確定条件	(注2)	(注2)	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成19年5月1日～ 平成29年4月30日	平成19年11月1日～ 平成29年3月31日	平成20年11月29日～ 平成23年12月31日

	平成21年 第4回 新株予約権	平成21年 第5回 新株予約権
決議年月日	平成21年1月9日	平成21年5月8日
付与対象者の区分及び人数	外部の第三者 5社	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 900(注1)	普通株式 500(注1)
付与日	平成21年1月9日	平成21年5月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成21年1月10日～ 平成23年12月31日	平成21年5月9日～ 平成31年5月8日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権の権利行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者、その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。

その他条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定め
てあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 第1回 新株予約権	平成19年 第2回 新株予約権	平成20年 第3回 新株予約権

権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
株式分割による増加			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	5,000	2,100	1,400
権利確定			
株式分割による増加			
権利行使		600	
失効			
未行使残	5,000	1,500	1,400

	平成21年 第4回 新株予約権	平成21年 第5回 新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与	900	500
株式分割による増加		
失効		
権利確定	900	500
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定	900	500
株式分割による増加		
権利行使		
失効		
未行使残	900	500

単価情報

	平成19年 第1回 新株予約権	平成19年 第2回 新株予約権	平成20年 第3回 新株予約権
権利行使価格（円）	5,000（注）	5,000（注）	15,000
行使時平均株価（円）			
付与日における公正な評価単価（円）			

	平成21年 第4回 新株予約権	平成21年 第5回 新株予約権
権利行使価格（円）	15,000	15,000
行使時平均株価（円）		
付与日における公正な評価単価（円）		

（注）第3期事業年度（平成20年12月期）の株式分割（1：2）に伴い、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の権利行使価格が調整されております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。
3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及
び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 円

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成19年 第1回 新株予約権	平成19年 第2回 新株予約権	平成20年 第3回 新株予約権
決議年月日	平成19年4月2日	平成19年10月9日	平成20年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名	当社取締役 4名 外部の第三者 4名	外部の第三者 1社
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,700（注1）	普通株式 1,300（注1）	普通株式 1,400（注1）
付与日	平成19年4月30日	平成19年10月31日	平成20年11月28日
権利確定条件	（注2）	（注2）	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	（注3）	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成19年5月1日～ 平成29年4月30日	平成19年11月1日～ 平成29年3月31日	平成20年11月29日～ 平成23年12月31日

	平成21年 第4回 新株予約権	平成21年 第5回 新株予約権
決議年月日	平成21年1月9日	平成21年5月8日
付与対象者の区分及び人数	外部の第三者 5社	当社従業員 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 900（注1）	普通株式 500（注1）
付与日	平成21年1月9日	平成21年5月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）

権利行使期間	平成21年1月10日～ 平成23年12月31日	平成21年5月9日～ 平成31年5月8日
--------	----------------------------	-------------------------

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権の権利行使時において、当社、当社親会社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者、その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。その他条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めてあります。
3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 第1回 新株予約権	平成19年 第2回 新株予約権	平成20年 第3回 新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与			
株式分割による増加			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	5,000	1,500	1,400
権利確定			
株式分割による増加			
権利行使			
失効			
未行使残	5,000	1,500	1,400

	平成21年 第4回 新株予約権	平成21年 第5回 新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与		
株式分割による増加		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	900	500
権利確定		
株式分割による増加		
権利行使		
失効		
未行使残	900	500

単価情報

	平成19年 第1回 新株予約権	平成19年 第2回 新株予約権	平成20年 第3回 新株予約権
権利行使価格(円)	5,000(注)	5,000(注)	15,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

	平成21年 第4回 新株予約権	平成21年 第5回 新株予約権
権利行使価格（円）	15,000	15,000
行使時平均株価（円）		
付与日における公正な評価単価 （円）		

（注）第3期事業年度（平成20年12月期）の株式分割（1：2）に伴い、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の権利行使価格が調整されております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。
3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産(流動)	(単位:千円)
未払事業税	480
繰延税金資産(流動)小計	480
評価性引当額	480
繰延税金資産(流動)合計	-
繰延税金資産(流動)の純額	-
繰延税金資産(固定)	
繰越欠損金	86,587
繰延税金資産(固定)小計	86,587
評価性引当額	86,587
繰延税金資産(固定)合計	-
繰延税金資産(固定)の純額	-
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
評価性引当額の増減	39.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
住民税均等割	0.4
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4

当事業年度 (平成22年12月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産(流動)	(単位:千円)
未払事業税	489
繰延税金資産(流動)小計	489
評価性引当額	489
繰延税金資産(流動)合計	-
繰延税金資産(流動)の純額	-
繰延税金資産(固定)	
繰越欠損金	138,952
繰延税金資産(固定)小計	138,952
評価性引当額	138,952
繰延税金資産(固定)合計	-
繰延税金資産(固定)の純額	-
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
評価性引当額の増減	39.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
住民税均等割	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2

(持分法損益等関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

子会社及び関連会社は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

子会社及び関連会社は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

(追加情報)

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	地球環境開発(株)	東京都港区	6,280	地球温暖化ガス排出権取引	所有直接100%	役員の兼任	事務手数料の受取	164	-	-

(注) 1 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

事務手数料については、市場価格を参考に合理的に算出し決定しております。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	地球環境開発(株)	東京都港区	6,280	地球温暖化ガス排出権取引	所有直接100%	役員の兼任	事務手数料の受取	208	-	-
							資金の借入	4,000	関係会社短期借入金	4,000
							利息の支払	34	未払費用	34

(注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 事務手数料については、市場価格を参考に合理的に算出し決定しております。

(2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供していません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 5,862.53円	1株当たり純資産額 3,736.53円
1株当たり当期純損失金額 1,449.03円	1株当たり当期純損失金額 2,263.96円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額算定の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期純損失(千円)	83,975	132,493
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	83,975	132,493
普通株式の期中平均株式数(株)	57,953	58,523
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の株数9,300株)これらの詳細は、「第二部企業情報第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の株数9,300株)これらの詳細は、「第二部企業情報第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

(株主割当による新株式の発行)

平成22年12月10日開催の臨時株主総会決議により、平成23年1月19日付払込にて以下の通り株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 発行株式数 | 普通株式 9,391株 |
| (2) 発行方法 | 株主割当 |
| (3) 発行価額 | 1株につき金10,000円 |
| (4) 発行総額 | 93,910千円 |
| (5) 資本組入額 | 46,955千円 |
| (6) 払込期日 | 平成23年1月19日 |
| (7) 増資後の資本金の額 | 333,855千円 |
| (8) 増資後の発行済株式数 | 68,111株 |
| (9) 増資の目的 | 当社CDMプロジェクトの開発・実施に係る有効化審査費用、
国連登録費用及びその他関連費用に充当するために行う
ものであります。 |

（第三者割当増資による新株式の発行）

平成23年2月10日開催の臨時株主総会決議及び平成23年2月10日開催の取締役会決議により、平成23年2月28日付払込にて以下の通り第三者割当による新株式の発行を実施いたしました。

第三者割当による新株式の発行の概要

- (1) 発行株式数 普通株式 7,130株
(2) 発行方法 第三者割当
(3) 発行価額 1株につき金10,000円
(4) 発行総額 71,300千円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。ただし、株式の交付に係る費用として資本金等増加限度額から減ずるべき額は0円とする。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 払込日 平成23年2月28日
(7) 増資後の資本金額 369,505千円
(8) 増資後の発行済株式数 75,241株
(9) 増資の目的 当社CDMプロジェクトの開発・実施に係る有効化審査費用、
国連登録費用及びその他関連費用に充当するために行う
ものであります。

【附属明細表】（平成22年12月31日現在）

【有価証券明細表】（平成22年12月31日現在）

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】（平成22年12月31日現在）

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	265	-	-	265	264	2	0
工具、器具及び備品	2,505	204	-	2,710	2,243	642	466
有形固定資産計	2,770	204	-	2,975	2,508	645	466
無形固定資産							
ソフトウェア	441	-	-	441	205	88	235
無形固定資産計	441	-	-	441	205	88	235

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

増加 工具、器具及び備品 ノートパソコン 204 千円

【社債明細表】（平成22年12月31日現在）

該当事項はありません。

【借入金明細表】（平成22年12月31日現在）

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
関係会社短期借入金	-	4,000	1.13	平成23年3月31日

（注）平均利率については、借入金の期末残高に対する利率を記載しております。

【引当金明細表】（平成22年12月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成22年12月31日現在)

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	27
預金	
普通預金	25,562
外貨普通預金	15,134
小計	40,696
合計	40,724

b 仕掛品

区分	金額(千円)
排出権発行に係るCDM開発費費用	75,449
排出権発行に係る有効化審査費用	73,440
排出権発行に係る国連登録費用	5,620
合計	154,510

c 前渡金

区分	金額(千円)
排出権購入に係る前渡金	21,493
合計	21,493

負債の部

特記すべき事項はありません。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り 取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	官報による公告とします。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の発行する全部又は一部の株式は、定款で会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得については当社取締役会の事前承認を要します。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類 平成24年4月20日関東財務局長に提出

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社のため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月14日

株式会社 エコ・アセット
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコ・アセットの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコ・アセットの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月14日

株式会社 エコ・アセット
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコ・アセットの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコ・アセットの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。